

平成24年第3回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成24年9月18日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 延 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	9月21日 午前10時00分		
	延 会	9月21日 午後3時15分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	石 川 清 友	9	山 城 太
	3	内 間 利 三	10	玉 城 克 義
	4	久 田 浩 也	11	東恩納 寛 政
	5	與那嶺 篤 哉		
	6	座間味 薫		
	7	山 内 聰		
欠席（不応招）議員				
会 議 録 署 名 議 員	5	與那嶺 篤 哉	6	座間味 薫
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た も の	事 務 局 長	上 間 悟	書 記	仲 原 弥 生
	局 長 補 佐	小那覇 安 啓		
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	與那嶺 幸 人	住 民 課 長	山 城 徳 男
	副 村 長	大 嶺 英 恭	福 祉 保 健 課 長	島 袋 輝 也
	総 務 課 長	島 袋 隆 則		
	教 育 長	謝 花 弘		
	学 校 教 育 課 長	与那嶺 敏 秋		
	社 会 教 育 課 長	上 間 恒 章		
	建 設 課 長	金 城 正 明		
経 済 課 長	小那覇 安 隆			

平成24年第3回今帰仁村議会定例会

議事日程第4号

平成24年9月21日（金曜日）

1. 開 議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日 程 番 号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1	議案第41号	今帰仁村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について	質 疑
2	議案第42号	平成24年度今帰仁村一般会計第4回補正予算について	質 疑
3	議案第43号	平成24年度今帰仁村国民健康保険特別会計第2回補正予算について	質 疑
4	議案第44号	平成24年度今帰仁村水道事業特別会計第1回補正予算について	質 疑
5	議案第45号	平成24年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について	質 疑
6	議案第46号	工事請負契約について	質 疑
7	認定第1号	平成23年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について	質 疑
8	認定第2号	平成23年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	質 疑
9	認定第3号	平成23年度今帰仁村水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	質 疑
10	認定第4号	平成23年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	質 疑

○ 議長 久田浩也君 これから本日の会議を開きます。 (開議時刻 午前10時00分)

日程第1. 「議案第41号 今帰仁村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

日程第2. 「議案第42号 平成24年度今帰仁村一般会計第4回補正予算について」を議題といたします。

これから歳入の質疑を行います。質疑はありませんか。8番。

○ 8番 與那嶺好和君 10ページの土木工事費の公営住宅建設補助金、村営仲宗根団地新築工事となっていますけれども、これは仲宗根のどこですか。

それと18ページの4目土木費、村営仲宗根団地新築工事の場所ですね。何棟かですね、お伺いします。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまの御質疑についてお答えいたします。

15款2項5目2節、公営住宅建設費補助金、村営仲宗根団地新築工事の場所ですが、旧今帰仁中学校の敷地内に建設の予定です。それから18ページの22款1項4目2節、これも村営仲宗根団地新築工事の何棟かという質疑ですが、1棟で12戸の建設を予定しております。構造的には耐火構造の2階建てです。鉄筋コンクリート構造になっております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 旧今帰仁中学校跡地は、字は天底になっているのではないかなと思うんですけども、仲宗根ではないでしょう。天底ではないですか。それと12戸と言いますが、もし、つくるのであれば将来のことを考えて、天底小学校の小学生を多くするためには、今、子供などが少ない。両運天、呉我山あたりが適切ではないかと思うんです。なぜかと言うと、今子供などもないですよ、呉我山とか、両運天も。新1年生とか幼稚園生も。若者がいないということですから天底につくるよりは、今団地がないところにつくれば、天底小学校の通学問題も解決すると思うんです。こういうことまで考えて、そして村長は前に村営住宅はもうつくらないという話でしたよね。なぜ急にこうやって村営住宅をまたつくるようになったのですか。その答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまの御質疑についてお答えいたします。

旧今帰仁中学校の敷地の地番ですが、天底の地番になっております。行政は仲宗根区の行政として入っているということで考えております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの御質疑にお答えしたいと思います。

これまで村営住宅につきましては、校区単位での一定程度の整備は完了したというふうに考えておりました。ただ、その後退去者が出た場合に、入居者を決定するため空き家入居者の募集を行っておりますが、毎年20件から25件程度入りたいと、待機者と言うのか、そういうのがあってまだまだ若者を定住させるた

めには必要ではないかということで、仲宗根団地につきましては建設をするようになりました。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時08分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時08分)

村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 答弁漏れがございましたので、再度答弁をしたいと思います。

呉我山とか運天、上運天に建設したらどうかということでありますが、旧今帰仁中学校跡地の跡地利用というのも含めて、旧今帰仁中学校跡地に建設を予定しているわけでありまして。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 行政区は仲宗根に入っていますと言っていますけれども、行政区は向こうは天底ですよ、仲宗根には入っていないですよ。旧今帰仁中のそばの与那嶺家は向こうは仲宗根ですけども、ほかは全部天底ですよ。調べたことありますか。そして、なぜ私は仲宗根より両運天、呉我山につくってほしいかということ、前にも質問をしたことがあると思うんです。子供が少ないところにつくれば新しく入りたいという若い人が集まるわけです。仲宗根は今、今帰仁村で一番人口が多いんですよ。やはり少ないところにつくれば子供なども多くなります。今の天底、玉城はそういうことです。団地ができたおかげで子供などが多くなっているでしょう。天底小学校は存続問題とか、いろんなことを考えれば向こうから優先的につくるべきではないかなと思うんです。これ仲宗根につくっても行政は天底ですから天底小学校にしか行かないですよ。しかし、それよりは生徒数の少ない両運天とか、渡喜仁も同じ。団地のないところにつくるのが私としてはいいあれができるのではないかという気がするわけです。それに対して村長、旧跡地は払い下げをしようとした。買おうとしたら売らないと言ってみたり、何名か私は紹介してやったら売らないと言って、残土片づけで自分でやるんだったらやりなさいと。今になってまた村営団地をつくる。村営団地をつくるのであれば小学校生が少ないところとか、ああいうところを考えて、存続問題も考えながらつくるのが行政だと思うんです。そう思わないですか。それに対して答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの御質疑にお答えしたいと思います。

今帰仁中学校跡地に建設を予定しているのは、用地の問題もございまして、村有地を有効活用ということも含めまして、旧今帰仁中学校跡地に建設を予定している状況であります。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまの御質疑についてお答えいたします。

旧今帰仁中学校の跡地なんですけど、先ほども答弁しましたように、天底の地番ではあるんですが、事業の計画の中で行政は仲宗根区というもので申請して公営住宅をつくる予定になっております。ほとんど周辺のほうの行政については今仲宗根区に入っている住宅とかもありますので、今回建てる旧今帰仁中学校のところの行政としても仲宗根区という考えでおります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ただいまの8番、與那嶺好和議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書の規定により、特に発言を認めます。8番。

○ 8番 與那嶺好和君 天底地番けれども、仲宗根でつくと。学校も今帰仁小学校に歩いていいわ

けですね。そうなれば山岳団地もそうですよ。こういうぐあいになりますよ。今帰仁小学校に歩きたいけれども、わざわざは天底小学校に入ってるのもいるでしょう。そうなれば天底小学校は2教室から1教室になりますよ。今帰仁に行きたいとなれば、恐らく教育長などよくわかると思います。だから天底地番だから天底につくれば、今、現に仲宗根の子が天底に行っている人がいるんですよ。そうなれば天底小学校なんか過疎になりますよ。そういう面からも考えたら、跡利用と言いますけれども、土地代を考えたら渡喜仁、運天、あの辺が安く上がると思いますよ。旧今帰仁中学校跡地よりは、購入しても。そういう学校の維持を考えた場合、どうしても校区がありますから、そういうことまで考えてやるんだったら話はわかるけれども、課長が言うように天底だから、今帰仁小学校を歩いてもいいんだったら、山岳から仲宗根に歩いてもいいということになりますよ。教育長、これどう思いますか。答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 教育長。

○ 教育長 謝花 弘君 おっしゃるとおり、これは校区によって行政はやっていますので、その面から見ると指摘されたとおりです。問題は校区と行政区とどう相互、相乗りするかというふうなこのバランスですね。そこらあたりは私のほうでちょっと答弁できませんので、向こうのほうにお願いしたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時15分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時17分)

学校教育課長。

○ 学校教育課長 与那嶺敏秋君 ただいまの御質疑にお答えいたします。

確かに天底地番ということで指定校区は天底小学校ということで、就学の際に天底に行くようにこちらのほうでは指導いたします。ただし、指定外就学ということもありますので、その辺は保護者と相談しながら臨機応変に考えていきたいと思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。1番。

○ 1番 與儀常次君 12ページ、歳入16款、1目総務費県補助金と、次の民生費県補助金。節区分、沖縄県振興特別推進交付金、下の介護基盤緊急整備等特別対策事業費、次の施設開設準備経費助成特別対策事業費、それと次に母子父子福祉費補助費。次の沖縄県障害者自立支援臨時特例基金特別対策事業費、6節の今帰仁村保育所入所待機児童対策特別事業費の説明をお願いします。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時20分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時20分)

総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまの質疑にお答えいたします。

12ページ、16款2目2節沖縄振興特別推進交付金の詳細についてでございますが、今回計上している分が18項目ございます。読み上げますと、南米子弟受入事業、そして総合まつり補助金、沖縄関係戸籍電算化事業、観光ルート危険木伐採処理、それからバンガロー機能強化、観光ガイドブック作成、古宇利ふれあい広場機能強化整備事業、今帰仁の駅そ〜れ機能強化整備事業、それから今帰仁城跡周辺環境整備、北山学園構想に伴う村営塾、芸術家招聘事業、東ティモール児童との交流推進、指導用情報機器購入事業、

同じく指導用情報機器購入事業、副読本の作成、吹奏楽楽器購入、環境保全美化、それから総合運動公園の施設機能強化事業、以上18項目が詳細でございます。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまの御質疑にお答えします。

12ページ、16款2項2目1節の社会福祉費補助金、まず始めに、介護基盤緊急特別対策事業の3,000万円の事業内容について御説明いたします。沖縄県介護保険広域連合第5期介護保険事業計画に基づいて計画された認知症の高齢者グループ訪問の開設について、その施設の整備に関し、村が県の補助金を受けまして、民間のほうに補助を行うという上限3,000万円の補助金であります。あと1点目の施設開設準備経費助成特別対策事業につきましては、520万2,000円を上限としました経費ですが、同事業所の円滑な開所に必要な準備資金としまして、開設前の6カ月以内の経費につきましては、需用費と委託料などについて補助を行う事業であります。これについても村が県から補助事業を受けまして、事業主体は民間という形で出す事業になっております。次に、2節の母子父子福祉費補助金についてでありますけれども、歳出のほうで75万6,000円ほどの補正増をしております。それに伴う県の2分の1補助の歳入の補正であります。続きまして、5節の身体障害者福祉補助金につきましては、障がい者の法改正に伴うシステムの改修費のための県の緊急特別対策事業費としての100万円の補助であります。

次の今帰仁村保育所入所待機児童特別対策事業につきましては、県の待機児童対策の特別対策事業基金がございまして、それを活用しまして無認可保育園の職員の県の主催する研修会等への研修旅費の補助、無認可保育園の質の向上を図るための県の研修会に参加していただくための補助になっております。補助率につきましては県が10分の9、村が10分の0.5、施設のほうは10分の0.5持ちという内容の補助金です。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 1番。

○ 1番 與儀常次君 確認していききたいと思います。社会福祉費補助金ですね、民間と言ったけど民間はどういう民間なのかな。すぐ社協に行くのか。それと6節の入所待機児童ですね、これによって待機児童が解消されるのかどうか。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまの御質疑の社会福祉補助金に関する施設についてでございますけれども、第5期の介護保険事業計画、広域連合で定めた計画に基づきまして、今回地域密着型施設としまして、認知症対応型のグループホームですね。有限会社ほしくぼ、グループホーム湧川のほうに仮指定を受けていますので、そこのほうへの補助金となります。あと520万円についても同様の補助であります。あと6節の待機児童対策特別事業の補助金でございますけれども、この事業を導入しまして待機児童の解消につながるかと申し上げますと、無認可保育園に入っている子供さんにつきましては、県の統計のとり方によりまして待機児童ということになります。その無認可保育園を認可保育園に誘導するための職員の研修等に含めた研修についてのみ県の補助金だということで御理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。11番。

○ 11番 東恩納寛政君 歳入について質疑を行います。10ページ、8番議員からもありましたが、土木国庫補助金、5目の公営住宅建設補助の仲宗根団地新築事業が1億6,859万7,000円となっています。18ページにも、これは村債として土木費、住宅費として同じ村営団地ですか、6,400万円。上のほうで0.7となっているので、この総額ですね。新築事業にかかる総額はどのぐらいになっているのか。説明を求めたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまの御質疑にお答えいたします。

15款2項5目の2節公営住宅建設費補助金、今補助率が70%です。それで算出したのが1億6,859万7,000円になっております。18ページの22款1項4目の2節住宅債のほうですが、これは総事業費の中からの村債ですので、起債を起こして借り入れの金額になります。総額についてですが、今全体の事業費で2億4,181万7,000円の全体事業費の計画でおります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 これは歳出にも出ているわけですが、今待機者ですね、たくさんいると思うんです。今回の事業は恐らく待機者解消にもなると思うんですが、村営住宅ですね、もう何十年になるのかな。湧川がスタートだったと思うんです。村長から先ほど答弁もありましたが、もう既にある意味で校区単位では計画は終了している。しかしながら、村内には待機者、入居待ちというのが、半年ぐらい前まで20何組だったと聞いております。これは組ですから、実際人数にすると4人家族としても100名近くいるのではないかと。今回の12棟で解消になるのか。それと村営住宅の新築事業計画というのは何か特別にあるのか。つまり村内の19字の、いわゆるどこがまだ住宅難があるとか、そういったのを調査して、今回仲宗根中学校跡にしたのか。要望はたくさんあると思うんです。各地区。8番議員からもありましたが、どうしてここにつくるのかということにつながるんですが、今回ここに選んだことと、それから待機者の解消にどのぐらい役立っているのかというところのデータがあれば示していただきたい。それと今回は70%の補助ということですが、地域振興の中で、いわゆる一括交付金で取り上げれば80%の補助があると思います。そのほうでの組み替えができなかったのか。いろんな事業が今年の中で補助事業として、これまであった、いわゆる村づくり交付金を一括交付金に組み替えしているというのがあります。これはできなかったのか。この2点について、再度答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまの質疑にお答えいたします。

新しく建築する仲宗根村営住宅で待機者の解消につながるということなんですが、一般質問でも申し上げましたけれども、空き家入居募集時点のものをちょっと読み上げたいと思います。平成22年度で21件、平成23年度22件、平成24年度25件、今回新しく建築をするのが16棟ですので、100%解消には至らないと考えております。それで今後の計画ということなんですけれども、特別調査をし、向こう中・長期計画に基づいて建築予定のものは持っておりません。ただ、要望といたしまして、湧川からと西側、兼次校区に建築してほしいという要望、声はございます。そういう中で今回、平敷団地等がやがて30年を迎えます。そういうことで建てかえもそろそろ出てくる時期でございますので、その辺も財政も考慮しながら、地域

バランスも考慮しながら、今後は計画を立てていきたいと考えております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまの御質疑についてお答えいたします。

今回の公営住宅の事業についてですが、沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業という、北部振興の事業がありまして、今回この事業を使っておりますので、公営住宅については既存の事業があるということで、一括交付金の場合、既存の事業があるものは採択の要件にできないということで、既存の事業のメニューを使っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 計画のことで先ほど聞いたんですけれども、これからすると待機者の半分にしなければならないということですね、25件に対して12棟ですから。今言ったとおり、湧川と西側にもあるということで、その要望にこたえるような計画をやってなかったということですが、やっぱり行政の執行のあり方というのは、ある意味では行き当たりばったりにはもちろんなっていないと思うんですが、何年か計画で何年ごろにどの地区にという計画は、もう当然あってしかるべきだと思うんですが、公営団地、いわゆる村営団地建設計画というものについては、この形は名前はどちらでもいいんですが、今後ともあるかどうか。それから一括交付金にはなじまないということで理解していますが、北部振興であれば逆に80%ではなかったかなと思うんですが、この0.7というのは、もう公営住宅についてはこれしかないということで、そうなんですか。わかりました。それはもういいとして。村営住宅建設計画といったものは、今後つくれないかどうか。再度答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまの質疑にお答えいたします。

公営住宅の建設年度計画についてでございますが、先ほども申し上げましたけれども、建てかえ、そして社会情勢、これだけ村内にも民間のアパートもできております。そういう観点で民業圧迫もならないように考慮しながら、また地域の要望も十分に取り入れて、今後何年度に建てかえをするとか、新たに新築するとか、そういうのは今後検討して年度計画を検討していきたいと考えております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ただいまの11番 東恩納寛政議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書の規定により、特に発言を認めます。11番。

○ 11番 東恩納寛政君 理解しました。それで最後に1点だけ。この予算が通りましたら着工になると思います。竣工の予定年ですね。それと入居者はもう決まっているのかどうかということと、中学校跡と聞いたんですが、先ほど聞き漏らしましたので、場所について。今ある校舎というか、運動場というか、敷地のどの辺になるのか。この3点について答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまの質疑の入居募集についてでございますが、現在まだまだ募集の段階ではございません。建築完了がしっかり見えた時点で、その日数を加味、考慮して、公募をかけていきたいと思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ **建設課長 金城正明君** ただいまの御質疑についてお答えいたします。

公営住宅の建設については、今年度の予算を計上して、これから設計とかを行っていきます。実際に施工となりますと、平成25年度繰り越しという形でまたがる可能性も十分考えられます。場所については、旧今帰仁中学校の南側の西寄りですね、前テニスコートがあった箇所の今建設予定をしております。以上です。

○ **議長 久田浩也君** ほかに質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

次に、歳出1款議会費から4款衛生費について質疑を行います。

質疑ありませんか。1番。

○ **1番 與儀常次君** 26ページ、歳出の民生費、社会福祉総務費の20節扶助費、母子父子家庭等医療費助成費、何件あるのか。

次に28ページ、身体障害者福祉費、扶助費の障がい児通所給付費等1,000万円余りありますので、説明を求めます。

次に30ページ、19節今帰仁村保育所入所待機児童対策特別事業の説明。

次に31ページの3目母子保健衛生費の13節委託料、ポリオワクチンの委託料の説明。

次に33ページの11節ゴミ収集車修繕及び車検、次に資源ゴミ収集車の車検も説明を求めます。

○ **議長 久田浩也君** 福祉保健課長。

○ **福祉保健課長 島袋輝也君** ただいまの御質疑にお答えします。

ちょっと数の多い質疑だったので、ゆっくり説明させてください。まず初めに、26ページの3款1項1目社会福祉費の扶助費、母子父子家庭等医療費助成費につきましての質疑でございますけれども、今回補正で75万6,033円の補正をやってございます。これにつきましては当初予算の計上と、それから9月から3月期までの医療費の予定ですね。実績に勘案して差額分を今回75万6,033円補正しているところでございます。何件ぐらいあるかということの内容でございましたけれども、何件というものにつきましては、病気になった方がどれだけ発生するかということはあるんですけども、対象世帯としましては今手持ち資料にはありませんけれども、児童手当の現況届が8月にありましたので、その中で約300世帯ですかね、今帰仁の世帯数で3.8%の出現率がありますので、母子家庭、父子家庭、あと家庭の中で子供が満18歳までの方々が対象になりますので、その方々のもし、医療にかかった場合についての手当ての扶助費です。ということで御理解をお願いしたいと思います。

続きまして、28ページの3款1項4目の20節扶助費につきましては、障がい児通所給付費等の補助金です。これにつきましては障害者福祉サービスの中の障がい児給付費の施設への補助金でございます。児童発達支援の対象が未就学児に対しまして、発達支援事業所ひまわりとソーシャルサポートおとぼの杜、あと放課後児童デイ。就学児に対しましては、発達支援事業所ひまわり、ソーシャルサポートおとぼの杜、児童デイサービスポップ。あと施設の計画相談、発達の計画等の相談につきましては、発達支援事業所ウエーブ、北部障がい者生活支援センターハーモニーに対する補助金になっております。

○ **議長 久田浩也君** 休憩します。

(休憩時刻 午前10時50分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時50分)

福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 施設の補助の内容としましては、先ほど申し上げた内容でございます。国の補助金が509万2,000円、県費補助が254万6,000円、村費が254万6,000円の1,018万4,000円の補助事業での福祉給付費の補助となっております。

続きまして、30ページの保育所費、19節の今帰仁保育所入所待機児童対策特別事業の12万3,500円につきましては、北山保育園の職員の研修のための補助となっております。

あと31ページ、4款1項3目の母子保健衛生費の不活化ポリオワクチンシステム委託料の31万5,000円につきましては、今度9月から許可を受けて、ニュース等でも御存じだと思いますけれども、従来の生ワクチン、口の中に入れて飲むワクチンの接種から期間を置かなければいけない期間等のために、接種管理をするためにこのシステム、予防接種システムの次、いつですよというふうな通知をするための、やるためのシステム改修でございます。そのための31万5,000円を計上しております。

次、33ページ、4款2項1目11節の需用費、ごみ収集車修繕費45万円につきましては、ごみ収集車のパッカー車のスイッチ等の取りかえ、修繕とか、制御ボックスとか、さまざまな部品の交換のためのごみ収集車の修繕費であります。あと資源ごみ収集車の修繕についても同様の故障による修繕費を計上してあります。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時55分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時55分)

1番。

○ 1番 與儀常次君 確認していきたいと思います。

31ページの母子保健衛生費、これは父子も一緒になっているのか。母子だけなのか。それと33ページの需用費、ごみ収集車の修繕及び車検ということでもありますけれども、今ごみ収集車は2台あると言うんですね。軽トラも含めての説明と。資源ごみの収集ですね、今後村で資源ごみ云々で分けて、分別して取るのかどうか。2点お願いします。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 まず初めに、31ページの母子保健衛生費の中の不活化ポリオワクチンの対象ということでございますけれども、子供が対象でございますので、父子、母子含めてです。母子家庭であるとか、父子家庭であるとかいう区別ではなくて、予算計上が母子保健という形になっておりますので、対象は子供でございます。

あと33ページの清掃費のごみ収集の修繕費で、通常の家ごみ収集のパッカー車と資源ごみ収集車の2台通っているということもございますけれども、パッカー車につきましては、日常の家ごみ収集であります。あと1台の日本トラックでフォロつきのものは、平成22年までは社協に委託しておりました資源ごみ回収のものを、平成23年度から家庭ごみ収集車の方々に契約書を改正しまして、追加契約をしまして資源ごみの回収も行わせているところです。ただ、2台のうち1台につきましては、委託業者がお互いに、どういうふうな費用を案分しているかちょっと詳しくは把握していないのですが、お互いが早く終わ

るように1台は役場提供の資源ごみ回収車、1台は自前の車で2台で回収しているのが現状だと思います。委託の内容としましては、業務量としましては一般の家庭ごみを収集した後で、村提供の1台で収集できる範囲の時間内での、びんとか古紙とかの回収で間に合う時間帯でありましたので、1台の車は役場として提供しているところでもあります。今後、資源ごみにつきましても行政で対応するのかということですが、地球温暖化等、不法投棄の対策もやっている関係上、ごみも資源に戻すということが必要でございますので、今後とも引き続き、資源ごみ回収について、中には抜き取りもあるようでございますけれども、それは生活の糧でやっている方々と思いますので、行政としてもできるだけペットボトルに関して申し上げますと、業者が製造したものの、まだ50%しか回収はできていないというふうなことです。その辺を含めて回収率を高めるために、もう少し啓発をかけて資源ごみ回収に努めていきたいと考えております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時00分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時00分)

福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 先ほどの答弁の中で、生活の糧に途中抜き取りということがございましたが、不適切な答弁でございますので、削除をお願いしたいと思います。そういう事実もあるということです。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時00分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時10分)

3番。

○ 3番 内間利三君 26ページ、民生費の1項2目19節、負担金、補助及び交付金4,119万5,000円計上されているのですが、説明で介護基盤緊急整備等特別対策事業費3,000万円。施設開設準備経費助成特別対策事業費というのがあるんですが、開設の準備とあるので、これはどこが開設するのか。また、これだけの金額というのは施設開設をするための何パーセントぐらいなのか。できたら答弁を求めます。この介護のものも説明を求めます。

それと32ページ、4款衛生費、1項保健衛生費の4目環境衛生費、13節委託料に案内板製作19万6,000円。地球温暖化対策実行計画策定料とあるんですが、その説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまの御質疑にお答えいたします。

まず初めに、26ページ、3款1項2目19節の中の介護基盤緊急整備等特別対策事業費、施設開設準備経費助成特別対策事業費、どこが開設するのかということでございます。これにつきましては、先ほど歳入の件でも御説明しましたがけれども、有限会社ほしくぼのほうで開設することになっております。あと総事業費の何パーセントかということでございますけれども、補助金に関しましては介護基盤緊急整備等特別対策事業費補助金に関しましては、3,000万円が上限でございます。3,000万円以上はかかりますので、その分につきましては施設者側持ちということになります。あわせて施設開設準備経費助成特別対策につきましても、円滑な同施設の開設ができるようにと、6カ月前からの準備の経費に充てることのできる経

費ということで、520万2,000円が上限とした経費でございます。

続きまして、32ページ、4款1項4目13節の委託料につきまして、139万6,000円のうちの案内板製作19万6,000円につきましては、村内葬祭場への案内、葬祭場案内と言えればちょっと語弊ですが、製作費となっております。設置場所としましては、予定では玉城区、上運天、湧川区、今泊区、あと役場十字路付近に設置の5基を予定しております。あと1点の地球温暖化対策実行計画策定事業につきましては、地球温暖化対策地方公共団体実行計画事務事業に関する施設に関する策定義務ということで、地方公共団体が、平成23年度から来年度いっばいに地球温暖化の京都議定書にうたわれている実行計画、それと地球温暖化対策推進に関する法律の20条の3に基づきまして、地方公共団体、役場が管理する役場本庁並びに学校施設、それから村営の施設すべてにおいて、地球温暖化対策の推進に関する計画書を年次計画をつくって公表する義務が課せられておりますので、それに即応した実行計画をコンサルに委託して、役場の各課長が策定委員となりまして作成する業務であります。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 3番。

○ 3番 内間利三君 26ページの19節ですが、先ほどの歳入のときに説明があったのですが、有限会社ほしくぼは、何か認可を得ているということで、そこに助成するということを聞いたのですが、ほかの施設がそういうふうな要請とかをすれば、またこういうこともできるのか。これは村内、有限会社ほしくぼで限定されているのか。それともまた、ほかの事業者がやればこういうあたりのものも、また可能になってくるのか。その説明を求めます。

それと32ページの案内板の件は葬祭場の標示を5カ所にするということでありませうね。それと地球温暖化対策、これは計画書の策定をコンサルタントに依頼するという業務ですかね。確認して終わりたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 26ページの19節の介護基盤緊急整備等特別対策事業関連につきましての質疑でございますけれども、ほかの民間団体が申請してもできるのかということでございますが、今回第5期の介護保険事業計画がございまして、その計画の中では介護保険料等も当然反映されるわけです。今後の介護保険料の値上がりとか、保険料の料金との絡みもありまして、各市町村どういった施設が地域に必要なのかという調査がございまして、その中から今回の地域密着型サービスの事業としまして、今回村内から3事業所の応募がございました。地区で言いますと、西側地区に2カ所、東側に1カ所がありまして、その中から介護保険広域連合会のほうにおきまして申請があった内容につきまして、介護保険受給者の代表とか、認知型施設の運営委員会というのがございまして、その中で審査を受けまして、仮指定をします。その仮指定の中で今回、認められたのが有限会社ほしくぼ、従来実績等も勘案しまして、ということの内容で聞いております。他の団体がその計画時期に、次は3年後にありますので、その間で申請すれば認定を受けて、事業展開ができるということになります。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時20分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時20分)

福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 答弁漏れがございましたので、お答えします。

地球温暖化対策実行計画の件につきましてでございますけれども、これにつきましては専門家のほうにおいて、事務的事業を行う事業所のCO₂の排出量であるとか、車の管理の仕方であるとか、電気の云々とか、そういったものを数量的に把握するためにはどうしても専門のコンサルでなければ測定、削減のための計画ができませんので、これはコンサルに委託して計画書をつくる予定にしております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。11番。

○ 11番 東恩納寛政君 歳出19ページ、1款議会費、1目議会費の工事請負費に150万5,000円の議会発言残時間表示機設置工事とあります。この詳細について説明をお願いします。

21ページ、2款総務費の5項5目企画費の19節負担金、総合まつり補助金の300万円。説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時22分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時23分)

総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまの質疑にお答えいたします。

19ページ、1款1項1目の15節工事費でございますが、これは議場に時間を表示する発言時間の残時間を表示する時間表示板、これは前と後ろに2台と言いますか、2機と言いましょか、2台設置する工事でございます。

それから21ページの5目企画費、19節負担金、これは総合まつり補助金ということで、一括交付金を充当していく補助金でございます。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 19ページの150万5,000円というのは前から聞いていたのですが、どうしてこんなに高いのかなと思って、2台で150万円。75万円もする時計だと思んですが、何でしょうか。こんなに高いのは。ちょっとこれは実現までに議長、あるいは関係者から聞いていたので、まさかと思っていたのですが、これに載って、こんなに高価なものをつける必要があるのかどうか。時間を計るわけですから。それでこの質疑どうしてかと言いますと、以前にも一般質問で議場内にカメラとモニターということを提言したんです。前々回だったんですが、それで本部町に現場調査も行きました。そしたらカメラとモニターと時計全部設置したら75万円で済んでいたんです。何かこんな安くできるのにとということで、実現までいっていたんですが、別の同僚議員に頼んでちょっとだめだった経緯があったんですが。それはさておき、この金額というのはちょっと常識外れではないかと思うんです。どういう仕組みなのか、詳細がわかれば説明を求めたいと思います。

それから21ページの総合まつりです。一括交付金でできるというのはいいことですが、この時期の問題ですね。村長にお伺いしたいんですが、これはもう2年目になると思います。3年目ですかね。最初的时候は夏まつりを2つに分けて、いわゆる九州大会、全国大会の陸上がたまたま今帰仁村であったということで、3年がかりで計画をして、その年は7月、8月いっぱい行事に追われていたので、急遽夏まつりを10月に変更して、その年限りだと私は聞いていました。どういうわけか、これからずっと総合まつりという形で夏まつりがなくなってしまっています。ほかの市町村から来る村外の人たちからよく聞かされるの

は、今帰仁村は夏まつりなくなったのということがありました。それでももうずっと総合まつりで済ませてしまうのか、花火が10月にやるというのちょっと異様な感じがするので、戻すことは不可能なのか。どういう構想でやったのか。ずっとこのまま行くのか。私は一時的なその時期だけの開催だと思っていたんですが、ずっとなっているものですから、ちょっとその辺は村長の考えも聞いていきたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時26分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時30分)

総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただまの質疑についてお答えいたします。

機器の単位単価が高いのではないかとということでございますが、他の町村がどのような機器を導入しているか、またグレードがどういうものなのかはちょっと手元に資料がございませんので、対比して詳細に申し上げるわけにはいきませんが、今回、本村で導入しているのはLED対応の残時間表示機、そして操作機器ですね、あとは設置工事費ということになっております。導入に当たっては一問一答方式を導入するに当たり、質問者、そして傍聴者もより時間がわかりやすいようにということで導入の経緯になっております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの御質疑にお答えいたしたいと思います。

21ページの19節負担金、補助及び交付金の総合まつり補助金の中で、総合まつりの時期のことですが、今回で3回目になりますが、高校総体が8月にあって、その時期はちょっと難しいということでいろいろ検討した結果、10月ということで総合まつり、村まつり文化祭、健康まつりということで総合まつりになっておりますが、実行委員会の中でもいろいろ議論はされております。その中でいろいろ問題点もありましたけれども、それをある意味では改善する中で総合まつりがいいということで実行委員会では話し合いをされて、今回3回目の総合まつりが10月に行われるということでありますが、今後これはまつり実行委員会で協議されるべきものでありますので、こういう御意見があるということはお伝えしていきたいというふうに考えております。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 どうも総務課長、150万円の時計の説明なんです、まだちょっと納得がいかないのですが、確かに一問一答が始まって、質疑者と答弁者の時間も正確にというのはわかります。しかし、実際には調べてみればもっと安いものもあるのではないかと。これだけ安価なものが出そろっている時代ですから、これはもう発注しているのかどうか。そうでなければ再度、他市町村を調査して、もう一般質問、一問一答できているところはあると思うんです。再考ができないか。いかにもこれは村民に対してもやはり高いのではないかと思うんですが、それがどうしても必要ならやむを得ないと思うんですが、再考できないものか、再度答弁を求めたいと思います。

それから村長、今言った総合まつりの件、3つのまつりを一緒にして、確かに執行する側はいいかもしれないです。日にちも短縮できるし、年の行事も多いことですから、それはわかりますが。やはり夏まつりという風物詩というのは夏に必要なものだと私は思いますし、それから健康まつりですね、私は余り健

康ではないので、健康まつりは特に重要だと思っております。以前は2日間やっておりました。この健康まつりだけでも。村民の健康のためにということでわざわざ2日間とって、いろんな測定をしたり、それから健康のための講演会とか、これはすごい村民の健康に寄与したと思うんです。今総合まつりというふうに一環で片づけて、1日で終わってしまって、文化祭も健康まつりも夏まつりも全部一遍に終わっている。何か今帰仁らしさがなくなっているのではないかと思うんです。ですから、今村長その中でいろんな考えもあるということであれば、ぜひ考え直して、せめて健康まつりだけでも分けてできないのかなと、特に思います。いろんな意味で、村民の健康、今問題多々あると思うんです。ですから夏まつりをやってみれば、こっちのほうが便利だと職員は思っているかもしれませんが、村民とかほかから来る人からすれば、やっぱり夏には夏まつりという季節の風物詩というのは、そういったのは残すべきではないかなと思って、これは一般質問ではないんですが、質疑の中で再度答弁を求めたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時35分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時35分)

総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただまの質疑にお答えいたします。

まだ時間表示機については、発注はいたしておりません。それで同等品で安価なものがあるのかどうかは、それは調査する必要はあるだろうと思います、発注前に。それと、その必要性については、質疑も今ありますので、議会内で十分その必要性については協議して、その必要性の部分をやっていただければと思っております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの御質疑にお答えをしたいと思います。

総合まつりの内容と言いますか、健康まつりとかは分けたほうがいいのかということですが、実行委員会ではその都度、まつりのあり方について検討をして、これまでのいろんな状況を見直しするとか、そういうふうにして総合まつりがいいということを実行委員会で決めて、今回の第3回目の総合まつりということになっております。ただ、今御指摘がありますように、これはほんとにそのまま続けていかというのは、まつりを終わった後にまた実行委員会がございまして、その中で検討はさせていただきますというふうに思っております。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時37分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時40分)

ほかに質疑ありませんか。2番。

○ 2番 石川清友君 23ページ、2款3項1目13節委託料、沖縄関係戸籍の電算化事業ということで3,128万3,000円。非常に細かい数字で出ていますが、説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 住民課長。

○ 住民課長 山城徳男君 ただいまの質疑にお答えいたします。

2款3項1目13節の委託料、沖縄関係戸籍の電算化事業でございますけれども、これは一括交付金事業によるものでございますけれども、沖縄関係戸籍は仮戸籍、臨時戸籍、福岡戸籍の3戸籍があります。こ

これらの戸籍は現在でも戸籍訂正の基礎資料として重要な役割を果たしております。それが紙媒体による保存であるため劣化が著しく、安定的かつ継続的な沖縄関係戸籍に係る住民サービスを確保するため、これらの戸籍の電算化を行うものであります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 答弁してもらったんですけども、沖縄関係戸籍ということで、紙媒体も大分あって劣化しているということなんですけど、これは戦前の戸籍なども入っているのですか。

○ 議長 久田浩也君 住民課長。

○ 住民課長 山城徳男君 ただいまの質疑にお答えいたします。

先ほど沖縄関係戸籍につきましては、3戸籍と申し上げましたけれども、まず仮戸籍でございますけれども、これについては沖縄の戸籍の証明書等は太平洋戦争下で多くが焼失した。あと昭和28年に琉球政府が設立した戸籍整備法に基づいた本格的な戸籍の再編作業において、住民の記憶をもとに申請した書類ということでありまして。それから臨時戸籍につきましては、米軍施政下において、昭和20年に沖縄で策定された臨時戸籍取扱要綱に基づき編成し、応急的に住民の身分を考証をしたものであります。これは通常の戸籍と異なり、現住所を対象とし、住民台帳の機能を持ち合わせた書類でございます。それから3つ目の福岡戸籍につきましては、沖縄県が米軍施政下にある期間、福岡司法事務局、これは後の福岡法務局となりますけれども、出張所として沖縄戸籍関連事務所が設置され、沖縄に本籍のあるものの戸籍事務を取り扱うこととなった際の戸籍関係書類でございます。これらが著しく劣化しておりまして、これを長期保存及び災害による滅失防止を目的に今回電子データ化し、現行の戸籍システムに追加、導入するという内容のものでございます。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。7番。

○ 7番 山内 聰君 32ページ、内間議員も質疑しておりますけれども、4款1項4目委託料の13節案内板製作。

そして33ページ、4款衛生費、2項清掃費、1目需用費の修繕費、資源ごみの説明。以上です。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまの御質疑にお答えします。

32ページ、4款1項4目13節の案内板製作についてでございますけれども、先ほども御説明しましたが、今帰仁斎場への案内の看板でございます。村内5カ所製作の予定です。玉城地域、上運天、湧川、今泊、それから役場の十字路付近の5カ所を予定しています。村有地を中心に設置場所の確認を急いでいるところでございます。

あと1点の33ページ、4款2項1目11節、資源ごみ収集車の修繕ということでございますけれども、村のごみ収集の委託につきましては車は提供いたしますけれども、2トンのほろつきのトラックが村の資源ごみ収集車です。その車の修繕ですね、故障をしています。パンクであるとか過去にありましたので、対応は終わっておりますが、その辺の修繕の費用でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 7番。

○ 7番 山内 聰君 なぜ私が再度、与儀議員もやっておりますけれども、内間議員もやっておりますけれ

ども、案内板表示、私が一般質問をした経緯がありまして、早速取り入れてくださって、ありがとうございます。それで私が提言いたしました役場前の立て看板と言うのか、5つぐらいありますよね。村内の大きな表示、あれにプラスアルファしてできないかということで提言した。これではなくて、この箇所も含めて、新規の立て看ということですよ。これの答弁を求めます。そして、ごみ収集車の件ですけれども、以前、業者に委託するか、新しく買いかえるか検討ということだったんですけれども、これは今後どうやっていく計画なのか、関連質疑になりますけれども求めます。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいま御質疑にお答えします。

32ページの案内板製作についての質疑についてお答えします。議員の一般質問にありました村の観光案内看板を活用した看板はできないかということでございますけれども、それも含めた形で検討しているところでございます。観光の案内場所と内容的にもちょっとどうかということもありますので、その辺は考慮して、庁議で検討して、それで了解を得られればあわせてやるとか、いろいろ検討をしていきたいと思っております。他の4基の看板につきましては、斎場周辺に向かうルートに1カ所つくっていくという計画でございます。

あと33ページの修繕費を含めた他の民間に車の提供を含めての御質疑だと思うんですけれども、今、現在のパッカー車につきましては、耐用年数12年と11年、1号、2号ですね。もう既に耐用年数は過ぎております。それで今、県、内閣のほうとも調整中でございますけれども、一括交付金でパッカー車を3台購入の予定をしております。村内業者にパッカー車保有の業者が、それぞれ中古車の購入価格がまちまちの中で、果たして修繕費を含めた入札等の適正な価格が可能かどうか、今いろいろ庁議の中でも検討をしているところでございます。新車であれば同じ条件で、運用経費につきましては個人持ちでという形での入札云々もしやすいのではないかと。今その方向での検討をしているところでございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

暫時休憩します。

(休憩時刻 午前11時50分)

午

後

○ 議長 久田浩也君 再開します。

(再開時刻 午後1時30分)

次に歳出6款農林水産業費から10款教育費について質疑を行います。

質疑はありませんか。1番。

○ 1番 與儀常次君 歳出、36ページ。9目の村づくり交付金、12節、13節、15節に村づくり交付金の東部地区、中部地区いろいろありますけれども、場所ですね、どの場所が村づくり交付金で対象になるのか。その下にもございますので、37ページまで続いておりますので、説明を求めます。

次に38ページ、1目林業総務費の13節委託料、観光ルートの危険木の伐採云々等がありますけれども、どの場所なのか、説明を求めます。その下の2目林業振興費の13節、森林環境保全直接支払い事業云々がありますので、説明と。15節のバンガロー機能強化整備事業の説明。

次に40ページ、2目の観光振興費の11節、15節に観光ガイドブック作成事業の詳しい説明と、古宇利ふ

れあい広場と道の駅そ〜れの機能強化整備事業の説明。

次に44ページ、2目河川改良費の中の今帰仁グスクの環境整備事業云々とありますので説明。

次に47ページの10款教育費、事務局費の中に8節、13節の中に北山学園構想に伴う村営塾実施事業と、13節の委託料の東ティモールの児童ですね、どういう方法で受け入れをするのか。こちらから行くのかどうか。説明を求めます。

それと48ページの負担金、補助金の中に特色ある学校づくり事業と地域学力向上支援事業、今帰小もそろそろ10年になるんですね。10周年の記念式典の云々ありますので説明。

次に51ページ、これも今帰中と関連あるのかなと思っていますけれども、2目の教育振興費の中の18節備品購入費の中に吹奏楽部の楽器云々とありますので説明を求めます。

52ページの要支援管理費の中に15節の工事請負費の中に天底のトイレの洋式化改良工事云々がありますので、なぜ天底だけなのかということで答弁求めます。

次の53ページ、社会教育総務費の中に11節、15節、18節まで、村立図書室の開設に向けての事業だと思っていますので、説明を求めます。

最後に54ページ、グスク交流センター等の碑とあって、11節需用費に今帰仁グスクのポスター、カレンダー印刷等とありますけれども、以上、説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 36ページ、6款1項9目の各節について説明いたします。

まず12節役務費のほうに村づくり交付金事業の東部地区の地区があります。この地区につきましては、字が勢理客区、天底区、呉我山区、湧川区の4字が対象になっています。まず役務費のほうの執行料としては図面修正に係る費用になります。13節委託料で村づくり交付金事業の中部地区の地区がありますが、この地区については仲宗根区、越地区、謝名区、玉城区の4字が対象になっています。委託料として中部地区の478万円の予算を計上していますが、この委託料については集落安全施設防犯等関係ですね。あと情報基盤整備委託、これについてはスピーカー等の設置です。あと東屋建築管理業務ですね、今回仲宗根区のほうに東屋を建設しますので、その管理の委託業務を計上しております。この中部地区の478万円については、工事費と公有財産購入費からの組み替えとなっております。それから東部地区ですね、1,860万円の減になっていますが、これは工事費への組み替えとなっております。15節の工事請負費の中部地区については、委託料の組み替えで減にしております。それから東部地区の2,360万円の計上ですが、それについては防災無線関係の工事を実施していきます。その防災無線については災害時の緊急連絡網の整備ということで、公民館を中心に連絡できるようなスピーカーの設置になります。それから17節公有財産購入費の795万円の減ですが、中部地区については、これはもう組み替えですね。あと東部地区についても工事への組み替えで減にしています。それから18節の備品購入費の950万円の計上ですが、これは環境拠点整備強化事業でワルミの活性化施設への備品の購入として計上しています。それから22節の補償、補てん及び賠償金としては、東部地区の減になっていますが、これは組み替えで減にしております。

44ページ、8款3項2目の13節委託料、今帰仁城跡周辺環境整備事業の件ですが、この内容につきましては、今泊、港川の調査測量設計委託業務の業務になります。内容としては河川改修に伴う概略設計と実

施設設計の委託の費用を計上しています。以上です。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの質疑にお答えします。

まず38ページの13節委託料、林業総務の委託料、観光ルート危険木伐倒処理事業と銘打ってありますけれども、これは一括交付金で村内にある危険木を処理していこうという事業でございます。昨今の台風16号の処理事業もこれでできるのではないかと考えております。同38ページの13節委託料、林業振興費の森林環境保全直接支払事業、事業としましては、これは天然林の改良事業でございます。場所は乙羽岳周辺を予定しております。あと15節工事請負費、バンガロー機能強化整備事業の詳細についてでございますけれども、これも今回一括交付金で計上している事業でございます。バンガローの防風機能を高めるための塗装工事とか、トイレの改修等々がございます。

40ページの商工費、観光振興費の11節委託料、観光ガイドブック作成事業、これも一括交付金事業を利用しまして、観光ガイドブックを作成しようということです。観光ガイドブックについては、平成23年度事業でも採用して冊子をつくって配布しておりますけれども、今回は観光協会の意見の聴取とか、村内観光業者からの意見の聴取を行いまして、新たなしっかりとした観光ガイドブックを作成していこうということにしております。同ページの13節委託料、工事請負費、両方に計上してあります古宇利ふれあい広場機能強化整備事業と道の駅そ〜れ機能強化整備事業、この2つの事業とも今回一括交付金事業で整備していこうと。両方とも一般質問でもお答えしましたけれども、トイレの増設ということでトイレの増設を含めて、浄化槽の改善を目的にしております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 学校教育課長。

○ 学校教育課長 与那嶺敏秋君 ただいまの御質疑にお答えいたします。

まず47ページ、8節報償費ですね。北山学園構想に伴う村営塾実施事業というのは、これも一括交付金で上げている事業でございますけれども、村内には大学進学を目指す塾がないということで、北山高校に部活動が終わった7時から9時までの時間帯を目安にして、村営塾を開くと。講師は村内のそういう資格を持った方々を想定して、もし、見つからなければ学校の先生でも対応できるということもありますので、そういう形での村営塾を想定しています。教科としては国語、数学、英語の3教科を想定しています。

次の芸術家招聘事業は、宮良長包さんの親族である宮良多鶴子さんを村内学校へ招聘して、芸術家の歌声を生で聴くということで、年に2校ずつ、平成24年度は兼次と天底、古宇利も含めて、合同で2校を想定して、次年度は今帰仁小と今帰仁中というふうに、これを継続して続けていこうという感じで構想を練っています。それと13節委託料、東ティモール児童と本村児童との交流ですけれども、これは東ティモールから生徒を呼んで、6年生ですけれども、男2人、女2人、その4名を民泊させながら各学校と交流をするという事業です。これも一括交付金で今上げているところでございます。

続きまして、48ページ、特色ある学校づくり事業報償金、このほうは各学校にフリーハンドで使える予算を少し上げるということで、毎年やっていますけれども、既に中高連携の一環で、夏休みキャンプというのをやっていますし、あとは中学校の修学旅行の引率を1人ふやすとか、そういった形で各学校に配分して、自分たちの裁量で動かせる補助金という形で補助をしてあります。その次の地域学力向上支援事業

ですけれども、これは47ページの報償費で70万円削られていますけれども、これと組み替えですね。内容としては名桜大学のボランティアが各小学校に入って授業を行うと。それを報償費でやっていたんですけれども、負担金、補助金に置きかえるということで、これは対米請求権の事業となっています。今帰仁中統合10周年記念式典は12月ごろに予定していますけれども、統合10周年の式典ですね、その際に使われる50万円を補助金として上げています。

それと51ページ、吹奏楽楽器購入事業、これも一括交付金で上げている事業でありまして、今帰仁中学校の吹奏楽の楽器ですね、一式、太鼓あたり、ティンパニーあたりからドラム、フルート、クラリネット一式、10何品目かを一式そろえる事業ということで、先ほども言いましたけれども一括交付金で内諾を得ている事業でございます。

それと52ページの15節天底トイレ洋式化改修工事、これは天底小からの要望がございまして、今現在洋式トイレがないのは天底だけであるということで、和式が使えない子が中にはいまして、どうしても洋式にしてくれということで、何基かはちょっと今、手元に資料がないんですけれども、今回は天底に洋式化を工事する予定で考えております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後1時52分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後1時52分)

学校教育課長。

○ 学校教育課長 与那嶺敏秋君 ちょっと言い回しに御幣があったようでございますので、言葉の訂正をさせていただきます。特色ある学校づくり補助金の中で、フリーハンドで使える予算を上げているというふうに表示しましたがけれども、そういうふうに予算を計上しているというふうに訂正いたします。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 お答えいたします。

53ページの社会教育総務費の中、11節から18節まで村立図書室開設事業ということでありますけれども、これは旧今帰仁中学校の図書館を利用いたしまして、現在図書室開設に向けて準備をしているわけでありまして、去る6月補正でも上げましたけれども、8月から人材育成事業ということで2人の賃金職員を雇いまして、今準備に向けて作業を進めているわけでございますけれども、この需用費に関してはカーテンと、水道工事の予算でございます。11節水道光熱費は電気代と水道代でございます。15節の工事費は水道工事費でございます。18節の備品購入費は、これは本棚ですね。本棚はございますけれども、たくさんの図書を寄贈されまして、それでも不足している状況で本棚を12台、3段式の12台を発注する予定でございます。

54ページ、グスク交流センターの需用費の中のポスター、カレンダー印刷ということで43万5,700円計上いたしましたけれども、これは今年の平成23年度も行いましたけれども、ポスターとカレンダーが一緒になったものを印刷しております。今回もポスターとカレンダー、これは2,500部です。あと卓上カレンダーが約2,000部を印刷して、PR用ということも含めて、各企業なり、希望者あたりに郵送して、PRを図っていく考えでございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 1番。

○ 1番 與儀常次君 大体把握できましたけれども、再度質疑をしていきたいと思ひます。

36ページの東屋は仲宗根地区ということでありまふので、どの辺なのか。東屋をつくった後ですね、管理は村でやるのか、字でやるのか、東屋の管理ですね。

それと防災無線ですね、現在各公民館に云々で放送無線があるけれども、これとつないでいくのか。将来、村全体で防災無線が必要になると思ひておりますけれども、今まである公民館の放送と連携して使えるのかどうか。できたらそのほうがいいなと思ひておりますけれども、経費も削減できますので。

次に40ページの古宇利とそ〜れのトイレですね。場所も確保できたのか。どの辺につくるのかということで、場所の説明をお願いします。

次に47ページのこれは大変いいことだなと思ひて、もう一回質疑をしていきたいと思ひます。大学への進学に向けての北山高での7時から9時までの村営塾、まさに今から北山構想が始まるなという感じで思ひております。これは子供たち全員を目当てなのか、希望だけなのかということ。国語、数学、英語ですね。次の東ティモール、男2人、女2人というけれども、何日の予定なのか。民泊の場所もそろそろ決まっているのかどうか。

次に48ページ、キャンプもやったということですので、これも希望者だけだったのか。学校単位での交代交代でやるのかということですね。離島に行った今帰小の5年生、こういう事業で本当に違ふのかどうか。この中にいろいろ予算をつけたということでありまふけれども、酒田村、前は中学生もリーダーとして何グループかつくって置いていました。その子たちに予算をつけていると思ひますけれども、次からはもう少し人数をふやして、もとの姿に酒田はやっていくのかどうか。次、今帰中の10周年、学校、PTAも一緒に取り組んでいるのか。

次、51ページの楽器購入ですね。やっと出たなという感じ。北山高もあっちこっちの学校から楽器を借りて演奏している状況でありまふので、ぜひ、それをなくしていけたらなと思ひておりますので、これで楽器が大体全部そろふのかどうか。

次に天底のトイレ、私はこれは学校の半分ぐらい洋式にやってもらいたいなと思ひております。今、役場のトイレも洋式一つです。我々民間でも大体もう和式から洋式に変わって、ウォシュレットの時代ですので、洋式にするのであればウォシュレットまでついでの工事なのか。できたらウォシュレットも、つくるのであれば入れてもらいたいなと思ひております。

最後にグスク交流センターの城跡のポスター、これは毎年、桜まつり等でいろいろ写真が展示されております。そういうのも活用しながらできたらいいな。ポスターですね、12月までのポスター、応募して毎年桜まつりのときに写真いっぱい張られていますので、いい写真がいっぱいありますので、そういうのを使っているのかどうか。答弁を求めまふ。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまの御質疑についてお答えいたします。

仲宗根区の東屋の件ですが、管理については村から字のほうに委託して管理を行う予定でいます。それから防災無線の件ですが、今計画して委託しているのが、天底区のほうでスピーカー4カ所、勢理客区のほうで4カ所、湧川区のほうで今計画として4カ所として入れていますが、今ちょっと設計のほうで首里

原方面も必要ではないかということで、今ちょっと設計の中で検討しているものがあります。字のほうのアンプのほうからスピーカーのほうに無線で送れるようにして、字の放送として利用できるような計画でいます。それから村全体の防災無線との関連ですが、村づくり交付金では字からのスピーカーの放送ということで無線を使って設置していきますが、村の防災無線との関係は、村のほうから各字にこういった防災無線ができましたら、字のアンプのほうちょっと改修できるようにして、一応連携できるようなちょっと話し合いはしているところです。一応連携の方向で今計画をしているところであります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 御質疑にお答えします。

40ページの古宇利とそ〜れのトイレの場所という御質疑でしたけれども、検討して青写真もつくっておりますのは、古宇利はですね、橋を渡って、ふれあい広場に入る、入口から入ってきたら左手のほうに大型バスの駐車場がございます。それに隣接して、そこで県の占用をとったらということで調整をしております。もう1点のそ〜れについては、建物に連続してからの検討をしておりますけれども、そ〜れの会とも調整しないといけませんので、その辺も踏まえて決定していきたいと思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 学校教育課長。

○ 学校教育課長 与那嶺敏秋君 ただいまの御質疑にお答えしたいと思います。

まず47ページです。北山学園構想に伴う村営塾実施事業ということでありますけれども、これは今希望者を募って運営していこうということで考えております。全員対象ということではありません。あと東ティモールですね。これは日本に滞在するのが約1週間で、そのうち今帰仁村に5泊、民泊の受け入れは今から探すというところがございます。

特色ある学校づくり補助金でサマーキャンプとかですけれども、これももう既に終わったことではあるんですけれども、中高連携で中学生、高校生のリーダークラスたちを集めて、サマーキャンプを行っております。あと吹奏楽器のほうは、ほぼ全種類そろっています。一括交付金で要請していますので、全種類ほとんどそろっています。

あと天底小のトイレですけれども、徐々に少しずつほかの学校も洋式化を考えているところでありますけれども、今度入る洋式のものには恐らくウォシュレットは入ってなかったように思います。これもちょっと検討事項の1つにさせていただきます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時05分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時05分)

社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 お答えいたします。

48ページ、特色ある学校づくりの中の少年の翼の事業ということで、ジュニアリーダーとか、戻せないかということでございましたけれども、先方も酒田市なんですけれども、その児童も5、6年生を対象にして、36名なんですよね。ここも同年代の児童を交流させる意味で、ジュニアリーダーの件は考えておりません。ただ、今年引率者の中に実行委員会の中で、教育委員会の職員だけではなく、このジュニアリーダー、シニアリーダーと言いますか、大学生も含めて、引率者に含めてもらえないかということで

話がありまして、子ども会の中で一応検討して、相談したんですけれども、大学生はどうしても日程的に行けないということでありまして、今回また新たに教育委員会外からも社会教育委員関係から引率者を派遣したいなと思っております。

54ページの需用費、ポスター、カレンダーでございますけれども、まだ案としては決まっておられません。やはり議員がおっしゃったとおり、いろんな角度からまつりのいい写真とかを利用して、また担当とも相談しながら、いいカレンダーに仕上げたいと思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時08分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時08分)

学校教育課長。

○ 学校教育課長 与那嶺敏秋君 今帰仁中の10周年事業の取り組みということですが、12月に向けて急ぎ足にはなりますけれども、これから期成会をつくって取り組んでいこうというところがございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 教育長。

○ 教育長 謝花 弘君 ただいまの課長の答えの中の今帰仁中学校の10周年記念のことについて少しばかり理解いただきたいと思っておりますので、私のほうから補足したいと思います。今帰仁中学は10年目を迎えて、10周年の記念式典並びに祝賀会をしようというふうなうわさと言いましょか、そういう話は前年度からずっとありまして、自分たちとしては10年をきちんと満を迎えて、次年度にするか、あるいは10年目にするか。やっぱりそれは多少迷いはあったんですけれども、周囲のいろんな熱い思いがありまして、ウリマディ、マタランドート。ぜひ10年目やりたいということがあって、「じゃあ、やりましょ」ということで、最終的に教育委員会の私たちは決意をして、このことについては準備とか何かとちょっと浅いんです。しかしながら、これはあくまでも大きな記念事業というよりは、10周年の式典ですから、金をかけない、中身を濃く、そして負担をかけない、そういうふうなことを一つの線として基準点として、今着々と進めておりますが、やはりこれは学校単独のものになりますと、大局的な見地を見失うことがあるということで、どうしても実行委員会形式を踏まえて、学校以外からもそれなりの組織の代表を踏まえて、実行委員会形式で12月ごろになりましょか、式典をして、そして祝賀会をすると。第一部、第二部、目いっぱい祝賀の会、式典の会に持っていきたいと思っております。御理解いただきたいと思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 1番。

○ 1番 與儀常次君 36ページ、防災無線、天底、勢理客、湧川云々で、箇所が4カ所というのはスピーカーの箇所だと思いますけれども、西シマと違って、東シマは字に高低差が多い字がいっぱいあるんです。天底もですね、山岳と上と全然違いますので、湧川もそうです。ぜひ、この個数ですね、4カ所では少ないのではないかと考えています。ワッター前の字で放送したときにあったんですけれども、下のほうは屋我地のも聞こえるけれども、湧川のは聞こえないとかあって、4カ所では天底も湧川も面積が大きい、少ないのではないかと考えていて、これ検討できたらいいなと思っております。この無線は金をかけてやりますので、将来、村で防災無線を計画するときに、これとつなげるような方法の予算の使い方がで

きたら今後に向けていいなと思っておりますので、検討をよろしく申し上げます。

それと次、47ページ、北山学園構想に伴う塾ですね。これはいいことをスタートしていると思っております。これいつまでやるのか。これ期限つけて何年とかやるのか。今後子供たちが今年から始まって、いいなと思って、ぼんぼん来る可能性がありますので、将来的に持続してできるのか。一括交付金を使ってとか、今回限りで期限付きの塾なのか。答弁を求めます。

次の48ページ、小学校だと思えますけれども、これも年次的にやるのか。10年とか、5年スパンで子供たちのキャンプをやるのか。答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 学校教育課長。

○ 学校教育課長 与那嶺敏秋君 ただいまの御質疑にお答えいたします。

北山学園構想に伴う村営塾に関しましては、始まったばかりというか、今から始めるんですけれども、ずっと継続していく予定であります。あと地域学力向上支援事業ですね。これサマーキャンプに関しましては、中高連携という前提でやっていますので、これも継続事業として考えております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時15分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時15分)

学校教育課長。

○ 学校教育課長 与那嶺敏秋君 北山学園構想に関しましては、ずっと続けていくという返答をいたしましたけれども、もちろん一括交付金の続く間はずっと一括交付金でやって、その後も継続していく予定であります。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。3番。

○ 3番 内間利三君 36ページ、6款農林水産費、1項農業費の6目農業構造改善事業費、19節の説明の欄の土地改良事業費補助金のマイナス364万7,000円の説明を求めます。

それと49ページ、10款2項1目学校管理費、これは小学校費ですが、11節需用費から15節までの説明を求めます。それと18節の備品購入費、これ机といすということになっているんですが、これの脚数ですね。それと買いかえなのか、補充なのか。

それと51ページの中学校費、これも同じように学校管理費の18節、これも備品購入ですね。同じように計上されているのですが、その説明も求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えします。

36ページ、構造改善事業費の負担金、補助金の土地改良事業で、土地改良区運営補助金の減の364万7,000円の理由についてでございますけれども、補助事業はこれまで事務費がついていたんですけれども、昨今の情勢の中で団体事業の中でも事務費のカットということが情報としてありまして、その事務費が今回いただけたということで、事務費が補助事業としてついたものですから、その分、村の持ち出しがなくなったと。事務費と言いますと給料、職員手当、共済費等々の金額でございまして、平成23年度繰り越し分までありますので、平成23年度繰り越し分が135万4,000円、平成24年度、当初分が229万3,000円、合計で364万7,000円が当初単費で持つ分でございますけれども、これが補助事業に回ったということでござ

います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 学校教育課長。

○ 学校教育課長 与那嶺敏秋君 ただいまの御質疑にお答えします。

49ページ、学校管理費の11節需用費、消耗品費は事務用消耗品費です。各学校、村内の小学校全部の消耗品費を補正要求を合計するとこの額になったということで、各学校へ配分する消耗品費です。水道光熱費は、主に電気料ですね、これでもまだ足りないかと思えますけれども、とりあえず今回250万円補正しております。修繕費のほうは今帰小の理科室の蛍光灯が18個、これを全部修繕するのと。兼次小学校のコンピュータ室の床の修理です。去った台風のときに打ち雨でちょっと床のほうが悪くて、それを計上してあります。14節印刷機は輪転機です。コピー機、これが当初予算で少し計上漏れがあったみたいで追加補正されています。15節の工事請負費は6月補正で既に計上してあります兼次小、今帰小の夜間照明施設整備事業と、兼次小の屋外トイレ施設整備事業に、少し補正して入札に臨んで、少し余裕をもってできるようにということで、若干補正してもらっています。そして備品購入費ですけれども、これは買いかえか補充かということですが、最初は補充を考えていたんですけれども、各学校のイス、机が壊れているとか、ちょっとがたがたしているというようにイスを調べさせたところ相当な数があり、また全学校から部分的にかえるとほかの生徒と差が出てしまうと、新品と中古の机ではちょっとぐあいが悪いということで、全部入れかえです。そのかわり予算的に厳しいです。各小学校、今回は6年生、次年度は5年生というふうに各年度1年度ごとに取りかえて、年次的に取りかえていく予定でございます。中学校管理費の机、備品も一緒に、これは中学3年生全員を取りかえる予定で計上してあります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 3番。

○ 3番 内間利三君 36ページの19節負担金、補助金ですが、これは村費で負担しなくてもいいということで、よろしいですか。これは減になったということで負担金、補助金がですね。

それと49ページの10款2項1目の11節需用費、これ事務費は各学校ともということで説明があったんですが、水道光熱費の電気料というのがどこなのか説明がなかったような、私の聞き漏らしかもしれないですが。それと14節の印刷機賃借料、コピー代、その辺も説明がなかったように思います。これも説明をお願いします。どこの学校なのか。それと小、中学校の備品購入の机、イスですが、これは課長の説明で一応理解いたします。学年によって新品になったのと、古いのを使っているということが生じますので、これは課長の説明を理解いたします。これは年次的に各学年をやっていくということでもありますよね。それと、それをやったときに廃校になったときも自分は監査委員であったんですが、備品等の処分ですね、多分イスと机が処分されると思うのですが、これをどういうふうな処分をするのか。これを長い間、空き教室に突っ込んでいたり、前回あったんですよ、そういうものが。処分されないでそのままというのが。それをどういうふうな処分の仕方をするのか。これの答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 学校教育課長。

○ 学校教育課長 与那嶺敏秋君 49ページ、学校管理費の需用費、水道光熱費の電気料はどこかということですが、これも全校の合計した額になります。14節の使用料に関してもどこの学校かということではなくて全校です。小学校全校になります。それと机、イスの処分の仕方ということですが、

とりあえずはどちらかに、ある場所にまとめて置いておいてという形になるかとは思いますが、形上は廃棄処分という形で備品台帳からは省いていくと。新規にまた導入したのを備品登録していくという形になると思います。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時30分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時30分)

学校教育課長。

○ 学校教育課長 与那嶺敏秋君 明らかに壊れていると思われるものに関しましては処分すると。完全に廃棄するという形で持っていきたいと思っています。以上です。

○ 議長 久田浩也君 3番。

○ 3番 内間利三君 課長の説明で11節から14節の説明は、各学校だということで承ります。机、いすの処分ですね、もちろんこれは学校備品から処分するのは当たり前なんですが、この処分の仕方というのは、昔の腰かけはもらう人もいると思うんです。もし、処分するというのであれば。だからそういうものも各区長を通じてでもいいし、個人的にでもいいし、申し込めばもらえるのかどうかとか。そういうものも絡んでくると思うんです。だから積んでおくよりは、こういう処分の仕方もあるんだけどなと思うんですけれども、とにかく古いものを好きな人もいるし、だからそういうもののとらえ方もいろいろあると思うので、これをどうやるのか。もう一度答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 学校教育課長。

○ 学校教育課長 与那嶺敏秋君 ただいまの御質疑にお答えします。

机、いすの処分の仕方ということで、確かにもらいたい人を区長あたりを通じて、もらいたい人にはこちらから配布するという形の方向も検討していきたいと思っています。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。9番。

○ 9番 山城 太君 先ほどの質疑とちょっと一緒になるかもしれないのですが、47ページ、8節北山学園構想に伴う村営塾の件ですが、先ほど学校教育課長のほうから講師の話があったと思うんですけれども、講師は教員がやるというふうに先ほど聞きとれたんですけれども、その場合、県のほうでも多分、ゼロ校時の問題があって、いろいろ協議がなされたと思うんですけれども、これは県のほうからも許可なり、何なり了解は得られているのですか。

○ 議長 久田浩也君 教育長。

○ 教育長 謝花 弘君 お答えいたします。

最もな御質疑だと思いますが、本村の人材をいろいろチェックしましたら、それ相応の学力を持った他府県からも来ているんです。そういうところの方々の人材活用も視野に入れて、そしてまた、それを超えて、今考えているのは国語と数学と英語ですから、かなりの経験、指導できる適正な人材を得ることが成功への大きなものになりますので、人材を得るということには随分心を砕いて登用したいと思っています。学校の先生方を活用するというのは、これはもう次の次のことであって、いろんな問題点が発生しますから、学校の先生方をやるということは今念頭にはありません。そういう意味で人材探しにこれから奔走して、理数科の存続ということに向けて頑張りたいと思います。なぜ学園構想ということに強い支

援ということをやるかと言いますと、北山高校はあと2カ年、理数科がなくなるかもしれません。これが北山高校の存続に大きくかかわってくるものですから、どうしても他市町村でもそれにかわるような学園が結構あるものですから、本村もそこら辺を頑張っ、そのコースを設けようというふうに考えております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 教育長がおっしゃることはよく理解できるのですが、そういう人材がいなかった場合の話をしているわけです。現役の高校の教員が講師に当たる場合、それは県のほうには了解は得てあるんですか。

○ 議長 久田浩也君 教育長。

○ 教育長 謝花 弘君 県にもそのことの構想は話をして、ある程度整合性と言いましょうか、次善の策まで考えております。今、明らかにすることはできませんけれども、県ともそこは通じております。そのレベルの話ですから。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。8番。

○ 8番 與那嶺好和君 35ページのさとうきび安定生産確立対策事業補助金の94万円。38ページの目の林業振興費、バンガロー機能強化整備事業の43万円、11節、13節、14節、15節、18節、この2つですね。さとうきび安定生産対策確立事業はどういう事業なのか、お伺いしたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えします。

まず、35ページの上の段のさとうきび安定生産確立対策事業補助金、これにつきましては事業主体はJA今帰仁支店が事業主体となりまして、機械の導入ですね。今回は機械としましては、防除機2基を導入します。タンクも含めてなんですけれども、2基導入ということでございます。導入費の20%は県の補助ということで2割が県で、6割が国ということで、この2割の部分が市町村を通して入ると。この94万円というのは、総事業費の2割になります。これが県の補助で市町村を通して、JAに支給されるというふうな、いわゆるトンネル補助ということです。国の補助については直接事業主体であるJA今帰仁支店のほうにいくような状況でございます。

あと38ページのバンガロー機能強化整備事業の各節ごとの説明ということですが、まず、バンガロー機能強化整備事業ということで、需用費は浄化槽のプロアー交換とか、バンガローのたたみの交換ですね。あとは委託料としましては、浄化槽の年間管理委託料等々がございます。あと15節の工事請負は、バンガローの防風剤を塗装すると。あとはトイレの改修等々がございます。あと17節の備品購入ですね。これはバンガロー全体のカーテンの交換がございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 サトウキビ、これは防除機能補助と言いましたけれども、これは防除をするとき、どんな機能なのか。除草剤とか、ああいうのをやるんですか。防除するときには、この小さな虫に。補助金対策の。防除と言っていますよね。

それとバンガローは余りにも金がかかり過ぎではないですか。これもう古くてぶっ壊したらどうですか。

年間通してやっていけるのですか。お客さんが。ほんとに運営していけるのか、これ。非常に疑問だと思います。毎年こうやって設備入っていますよね、整備とか何か。それだけお客さんのあれがあるんですか。稼働率ですね。その答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 御質疑にお答えします。

35ページのさとうきび安定生産確立対策事業の防除機についてですけれども、動力噴霧器とか、そういう等々を予定しております、除草剤を散布するというふうなものではございません。ガイダー防除とか、そういう等々に使われると思います。

あとバンガローについては、機能強化をすることによって、施設の延命と言いますか、将来にわたって使えるようにすることによって、バンガロー自体の快適さを高めることによって、また誘客にもつながるものと思われま。以上です。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 バンガローの稼働率は幾らかも聞いたと思うんです。ほんとにこれだけの金をかけて、稼働をやっているのか、やっていないのか。これも聞いた、私は。答弁を求めたんですけれども。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 御質疑にお答えします。

稼働率については、今手元に資料がございませんけれども、確かにバンガロー自体も建築して結構時間がたちまして、これの機能強化ということで、よりよくすると。また誘客につながるというものだと思いますので、その辺できちっと整備して、誘客の増加につなげていきたいと考えております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ただいまの8番 與那嶺好和議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書の規定により、特に発言を認めます。8番。

○ 8番 與那嶺好和君 バンガローをつくっても何年になりますか。もうシロアリだけではないですか、向こうは。シロアリが木を食って、なくなっているのではないですか。ほんとに機能できる状態か、私から見たら非常に厳しい感じがするんですけれども。火も炊けないし、キャンプ場もできないし、これは強化になるかならないか。こんなに金をかけて、年間を通して黒字にならないと、それよりもう更地にしたほうがかえって見晴らしがいいと思いますが。年間通してこっちにこれだけのつくってですね、お客さんが来て、快適さを感じるか感じないかですね。それを聞きたいわけです。稼働率があるかないかですね。おかしい問題だと思いますが、どう思いますか。もう一度答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えします。

バンガローの整備についての御質疑でございますけれども、バンガローそのものもそうですけれども、森林公園として最近では観光協会が恋人の聖地とかいう認定を受けて、誘客、ソフトですね、そういうソフト面での誘客もしております。そういう中で施設もきちっとすることによって、よりよく稼働が上がるものと信じております。そういうことで今回事業を進めていきたいと思。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。

(休憩時刻 午後2時45分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時45分)
5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 40ページ、7款商工費、1項商工費の2目観光振興費の19節古宇利島ハーフマランソンの説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えします。

古宇利島ハーフマランソンは、来年の4月に実施されますけれども、第3回目を迎えます。これまで第1回、第2回と開催してきましたけれども、よりハーフマランソンの開催を盛り上げていくためには、さまざまな支援が必要だということで、今回一括交付金事業を利用いたしまして、運営に対する補助をしていくということでございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 今回が3回目ということであるわけですがけれども、1回目震災により流れたわけですがけれども、2回目も大雨、140万円余りの赤字という形であったわけですがけれども、大会はすごいいいことだと思っております。その開催の主催ですね、前回と同じような形で沖縄タイムスに丸投げをするのか。今回、観光協会が立ち上がっているわけですがけれども、観光協会と商工会連携した形での主催が今帰仁村を中心として、要するに主催者としての役割ができないか、お伺いします。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 質疑にお答えします。

ハーフマランソンの主催というのは今帰仁村の各種団体も網羅した実行委員会で主催をしております、沖縄タイムスが共催ということでございます。3回目から事務局も村内に置きまして、今議員がおっしゃられていたような御指摘も解消できるかと思えます。また、観光協会も実行委員会の中に網羅しておりますので、一緒にできるものと思えます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 各種団体が実行委員会方式という形であるわけですがけれども、1回目、2回目を見てみると沖縄タイムスのほうが主導権を握ったような形で利益はほとんど持っていかれたのかなという感じがしないでもないです。そういう観点から今帰仁村が事務的な面に対しても主体となって、その大会をより多くのランナーを募集できて、経済的にも波及するような形で、今後も末永い大会になるような形で運営をしていってほしいと思います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時50分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時50分)
2番。

○ 2番 石川清友君 47ページ、10款2項8節、これは先ほど来、2議員のほうからもあったんですけども、北山学園構想に伴う村営塾実施事業ということで、その持ち方について、まだこれからだという話を伺いましたので、自分も提案という形でお願いしたいんですけども、塾の持ち方がまだ決まっていられないということなんですけれども、実は過去何年ぐらい前になりますか。自分も北山のPTA

としてやっているときに、自分たちがいたときに本土の大手の塾と提携しまして、実はあの時、200万円ぐらいのパラボラアンテナをPTAで持って、そういう施設をつくり、大手の塾そのものを電波に乗せて、衛星放送で北山高でも聞けるようにして、それをビデオに撮って、全部ビデオに保管して、子供たちが授業後、1科目七、八千円出て、自分で見たいときに見れるようにということで、たしかテレビも10台ぐらいはあったと思うんです。去年でしたか、北山高校の校長に聞いてみたら、これは活用していないという話だったんです。もし、その施設がまだあり、活用していないのであれば、ぜひ衛星放送による塾の授業を受けられるようにしたらどうかなと思うんです。塾を開くにしても、レベルがいろいろあると思うんですけれども、特にその時点でいいなと思ったのは、ビデオならわかるまで何回も見られるわけです、生徒が。そういう意味では非常にあのシステムはいいのではないかと思いますので、ぜひ、やられるのであれば、前の衛星放送のその施設がまだ残っているかどうか。そうすれば部活の皆さんは部活を終わってから見る。部活に入っていない方はすぐ授業が終わればビデオを見れるようなシステムにすれば、自分の時間の都合に合わせて使えるような講義を受けられる形になりますので、ぜひそれを検討していただきたいなと思います。

次は55ページ、10款5項13節委託料、グスク交流センター及びその他の施設管理委託業務ということで43万2,000円計上されていますが、その説明を求めます。

続きまして、56ページ、10款6項の13節、同じく委託料1,555万円。村運動公園施設機能強化調査事業について説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 教育長。

○ 教育長 謝花 弘君 実はですね、これはお答えということではないかもしれませんが、そういうノウハウを今、県教育庁も含めて、いろいろなメニューを机上に並べて、最適なシステムを構築しようという最中なんです。したがって、今議員から出された壮大な考え、衛星放送ですか、それは各人、子供たち一人一人の使いたい時間に使えるというすごい便利な一面もありますし、そういう手を使わない手はないということがありますので、今ちょうどそういう構想を練っている真っ最中ですので、どうぞ、議員の先生方の知恵もぜひかしてください。北山高校の私はこれは再生化に向けて非常に強力な武器だと思っていますので、ぜひ今後ともよろしくお願ひしたいと思います。今のは答弁ではなくて、お礼です。ありがとうございました。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 お答えいたします。

55ページ、委託料、グスク交流センター及びその他の施設管理委託業務ということでございますけれども、これは指定管理者ですね。指定管理者が指定管理として委託しているわけでございますけれども、そのほかに毎月、これはイベントを開催するというので委託をしておりますけれども、このイベント経費が若干不足しておりますので、その不足分を補正したわけでございます。

56ページ、13節委託料、これは村総合運動公園施設機能強化調査事業でございますけれども、これも一括交付金を活用いたしまして、要するに運動公園には体育館、温水プール、両施設がございますけれども、この施設を全部調査させまして、長寿命化を図っていこうと。悪いところは改善して行って、補修をして

いくという事業でございます。これを全部委託して、調査をさせるという事業でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 55ページの委託料の件なんですけれども、グスク交流センター、これはイベント等の経費だという説明を受けたんですけれども、どんなイベントで何回でこういう経費が計上されているのか、答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 55ページの委託料の経費について、お答えいたします。

これは毎月イベントを行っております。簡単に説明いたしますと、4月はふれあい手づくり市に伴うエイサーを行っております。これは2万円の謝礼金を上げております。5月にもエイサーとこいのぼりまつり、6月にはエイサー演舞、7月にはエイサー演舞と七夕まつり、8月には青年エイサーまつりイベントを開催しております。9月もエイサー演舞を行っております。9月もエイサーということでもありますけれども、例えば新しくすると、予定でありますけれども、12月はクリスマスイベントとか、あとは1月には餅つき大会とか、こういうイベントを行っております。また、少年野球大会も行っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 ただいま説明を受けましたけれども、ということは、この経費については指定管理者に払うのではなくして、イベントをしたエイサーなどをした青年などに直接支払うということですか。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 お答えいたします。

一たんは指定管理者のほうに一応振り込んで、そこから領収書も全部添付してありますので、それに基づいて支払いをしますけれども、指定管理者から出演した団体のほうに謝礼金を支払っている状況でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ただいまの2番 石川清友議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書の規定により、特に発言を認めます。2番。

○ 2番 石川清友君 この経費については、直接イベントに参加した人に払うのではなくして、指定管理者に支払うということなんですけれども、実はこれ補正は去年もあったんですよ。大体同じ金額ぐらいではなかったかなと思うんですけれども、こういう業務については指定管理の本来の仕事の中にあるべきものではないのかなとか、契約するとき、あれはたしか一千二、三百万円だったと思うんですよ。その中に含めてできないのか。これ検討すべきではないかなと思うんですけれども、毎年同じ金額、こういう補正で出てくるということは当初から想定されるわけですか、毎年あるということは。指定管理の委託業務量の中に含めるということではできないのか。ぜひ検討してもらいたいと思います。それについてどう考えるか、答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 確かに指定管理者の中の一括で計上したほうがいいのではないかとということでもありますが、これは一応検討課題としておきたいと思っておりますけれども、イベントはいろいろアイデアも出てくるわけです。やはりいろいろイベント経費がかさむときもございまして、例えば50万

円で計上したら、50万円分のイベントしかできないのかということになりますので、幅を持たせて、弾力を持たせてやるのも、また一つの方法ではないかなと思っております。一応検討課題にさせてもらいたいと思います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 これで質疑を終わります。

休憩します。

(休憩時刻 午後 3 時03分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。

(再開時刻 午後 3 時13分)

日程第 3. 「議案第43号 平成24年度今帰仁村国民健康保険特別会計第 2 回補正予算について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

日程第 4. 「議案第44号 平成24年度今帰仁村水道事業特別会計第 1 回補正予算について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

日程第 5. 「議案第45号 平成24年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第 1 回補正予算について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

日程第 6. 「議案第46号 工事請負契約について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

(延会時刻 午後 3 時15分)

平成24年第3回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成24年9月18日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 散 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	9月24日 午前10時00分		
	散 会	9月24日 午前11時42分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	石 川 清 友	9	山 城 太
	3	内 間 利 三	10	玉 城 克 義
	4	久 田 浩 也	11	東恩納 寛 政
	5	與那嶺 篤 哉		
	6	座間味 薫		
	7	山 内 聰		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	5	與那嶺 篤 哉	6	座間味 薫
職務のため議場 に出席したもの	事務局 長	上 間 悟	書 記	仲 原 弥 生
	局 長 補 佐	小那覇 安 啓		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	與那嶺 幸 人	住 民 課 長	山 城 徳 男
	副 村 長	大 嶺 英 恭	福祉保健課長	島 袋 輝 也
	総 務 課 長	島 袋 隆 則	代表監査委員	山 城 清 光
	教 育 長	謝 花 弘	会 計 管 理 者	上 間 美 昭
	学校教育課長	与那嶺 敏 秋		
	社会教育課長	上 間 恒 章		
	建 設 課 長	金 城 正 明		
	経 済 課 長	小那覇 安 隆		

平成24年第3回今帰仁村議会定例会

議事日程第5号

平成24年9月24日（月曜日）

1. 開 議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日 程 番 号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1	発 議 第 1 号	今帰仁村茸生産出荷施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について	説明・質疑
2	認 定 第 1 号	平成23年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について	質 疑
3	認 定 第 2 号	平成23年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	質 疑
4	認 定 第 3 号	平成23年度今帰仁村水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	質 疑
5	認 定 第 4 号	平成23年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	質 疑

○ 議長 久田浩也君 ただいまの出席議員は11名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (開議時刻 午前10時00分)

日程第1. 「発議第1号 今帰仁村茸生産出荷施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本件について、提出者の説明を求めます。11番。

○ 11番 東恩納寛政君

発議第1号

平成24年9月24日

今 帰 仁 村 議 会

議 長 久 田 浩 也 殿

提出者 東恩納 寛 政
" 石 川 清 友
" 與那嶺 篤 哉
" 山 城 太
" 與那嶺 好 和

今帰仁村茸生産出荷施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する
条例について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由

平成14年6月26日制定の条例第12号「今帰仁村茸生産出荷施設の設置及び管理運営に関する条例」は地方自治法第244条の2の規定に基づき設置され10年余経過したが、これまでの管理運営の在り方に地域住民参加や管理運営協議会の運営の方法が不十分なため、一部を改正する必要があることから別紙のとおり提案する。

今帰仁村茸生産出荷施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例

今帰仁村茸生産出荷施設の設置及び管理運営に関する条例（平成14年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ア中「農事組合法人であり、その構成員が5戸以上とする（ただし、当該地域又は事業の実情に即し必要と認められる場合は、3戸以上とする。）を「農事組合法人とする（ただし、農業生産法

人、農事組合法人の場合は、その構成員が5戸以上とし、構成員の過半数を今帰仁村在住1年経過した者が占めるものとする。なお、当該地域又は事業の実情に即し必要と認められる場合は、3戸以上とする。)に改め、同条第3項中「おくことができる」を「置く」に改め、同条に次の1項を加える。

7 村長は、第2項により生産出荷施設を貸付ける場合は、議会の同意を得なければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

貸借新旧対照表を同封してあります。御参照ください。以上です。

○ 議長 久田浩也君 これから質疑を行います。質疑はありませんか。3番。

○ 3番 内間利三君 1件目の第3条第2項ア中、一部を改正するということであるんですが、これは理由としては、運営が十分ではなかったということであるんですけども、現状のままでも適正な運営ができると思うんですが、これを変えていった場合は、今帰仁村に1年以上の住所を置く人でないと該当しないということであるんですけども、今やっている現在の方々がやった時点のことも考えると、条例は改正しなくてもいいのではないかなということなんですが、これについてどう考えているのか質疑いたします。

2点目、第3条の7を追加するんですが、これも地方自治法の第96条の第1項6号にあるように、適正な価格で貸し付けられているし、議会の議決が必要ではないのではないかなということ、議会の議決ということをやわなくても、できるのではないかな。追加する必要はないのではないかなということですが、もう一度、提案者に質疑いたします。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 ただいまの3番議員の質疑にお答えしたいと思います。

この条例を提案した3つの理由のアの今帰仁村在住過半数ということをした理由なんですが、平成14年からこの施設ができたとき、当初はすべて村内在住でした。それからいろんな経緯を経て、現在第2組合になる1年前の契約ではすべてが村外、いわゆる県外の役員が占めておまして、これまでのいろんな経緯から、いろんな不都合が出てきた茸生産出荷施設については、やはり北部振興の事業に即して、村民の手でやるべきであるだろうと私たちは考えておりました。その過半数ということに関しても、必ずしも過半数いなければできないということではなくて、過半数を入れるということが、いわゆる村在住の人が大部分ができるということもありました。そして、もう1つの理由は、その以前の第2施設の契約書は既に契約締結を終わっておりました。今は解約しておりますが。そのときの代表者は村外の在住者で、しかも一度も村内に顔も見せていないと。契約書のときも。そして村のトップもそれを知らなかったということが一番の原因であります。ほかにも必ずしも過半数ということではなくて、村民が中心になって経営すべきだろうという観点から、これを入れたところであります。

もう1点の7の項目の同意に関しては、ほかの指定管理についてもほとんどが議会の議決を要しています。私たちが議会の中で契約書というのをつまびらかにし、そして議論をしながら参画するというチャン

スが今ないわけです。このことが村の行政、あるいは執行にそれほど大きな重要な阻害をする要因とは考えられない。何よりも議会の中で茸生産出荷施設に我々が参画するには、この7項がぜひ必要だという、以上の理由からであります。

○ 議長 久田浩也君 3番。

○ 3番 内間利三君 今帰仁村民が過半数ということではなくてもいいということではあるんですけども、万が一のことを考えると、この条例は改正しないほうがいいのではないかなと思います。今帰仁村民が入るのはいいということ、自分もいいと思うんですが。万が一のことを考えると柔軟性に対応できるためには現条例のほうがいいと思います。

それと第3条の7を追加したいということなんですが、お互い二元代表制のもとでやっている今帰仁村であるし、合理的にかつ迅速に行政が運営できるためには、もう7も、現在の状況を見てもそうなんですが、結果的に余りに議会がやり過ぎて述べていることもないとも言えないと思うんです。だからそういう観点からも、これ議会にかけないということではないし、意見も聞いたりもしているし、やはり強いて7を追加ということはしないほうがいいのではないかなということで、私は提出者に質疑をいたしております。もう一度答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時10分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時10分)

11番。

○ 11番 東恩納寛政君 ただいまの質疑に答弁としたいと思いますが、まず1点目のアについて、今の不都合というのがよくわかりません。どういう場合が不都合になるのか。過半数入ったために不都合になるという、万が一不都合が起こった場合ということの原因がわかりませんので、答弁はできないと思います。

それから7項については、私は逆に議会がかかわらないからこそ、ここまできたんだと思っております。同意がいるということであれば、当然村長も強気で出れるんですが、かかわっていないがために、ここまできてきたんだと、逆にこの7はぜひとも必要だということを答弁にかえたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。1番。

○ 1番 與儀常次君 改正案に反対の立場で質疑をいたします。

先ほどの内間議員と並行する形ですけれども、アの農業生産法人の構成員の過半数を1年経過した者が占めるとありますけれども、構成員と技術者が1年、今帰仁村に経過しなければ、よそからは構成員も技術を教える方も提携することができないという形に私はなるとしております。あえてこれに理由をつけてやる必要はないのではないかと考えています。もし、今帰仁村に構成員、技術者もない場合、どう対応していくのか。答弁を求めたいと思います。

7項ですが、出荷施設を貸す場合は議会の同意を得なければいけないとあります。村長に委ねられた行政執行権ですね。侵害に値するのではないかと考えておりますので、これについても答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 ただいまの1番議員の質疑は、3番議員の質疑に大体重複していると思います。

私の答弁は先ほど申した域でいいかと思いますが、今回は提案者5名おります。石川議員に補足して、今の質疑に答弁をさせたいと思いますので、議長よろしくをお願いします。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 提案者であります私のほうから先ほどの質疑に対してお答えしていきたいと思えます。

まず、第3条2のアについて、なぜ村在住、過半数が必要なのかということでもありますけれども、今帰仁村茸生産出荷施設の設置及び管理運営に関する条例の第2条を読み上げます。この生産出荷施設は、沖縄北部地域における雇用の場を創出し、就業機会を確保及び後継者育成に努めることを通じて、地域の特産林産の振興を図るため、今帰仁村に生産出荷施設を次のとおり設置する。ということで、第2条に立派にうたわれております。後継者育成ですね。これが現時点の現状の中で、これが取り上げられているかどうかなんです。それは全然考慮されていないのではないかと。と言いますのは、第1施設の今帰仁きのこ園、登記簿謄本、皆さん既に見ていると思うんですけども、その中で今帰仁村からは役員1人、幹事1人は入れられております。その役員についても去年の11月9日に今帰仁きのこ園の社長、丸野社長と議会当局、3者で調整会議をしたときに、丸野社長は村内の役員についても形だけだったと。そういう状況の中で、今回第2施設の公募をした、まず審議会の中で第一位に指名されたのがベストマッシュ今帰仁なんです。その役員構成が今帰仁から1人も入っておりません。ほぼ第1施設の本土の役員の方々の家族、親族一族で来ております。私は問いたいのですけれども、これは条例というのは村の法律だと思うんです。その中にちゃんとうたわれているのに、今後この施設について、どういうふうにするのかというのが見えません。その観点からもぜひ、これは将来、先ほども寛政議員からもあったんですけども、地元の皆さんでやるべきというのが大前提であります。そういうことでぜひ、条例を踏襲した中で、次の運営管理もさせてもらいたいということで、別にこれは彼らを排除するとか、そういうのは一切ありません。将来の今帰仁村、地域の村おこしのためを考えた中で、条例を踏襲した中での文言だと思っております。

次の7の議会の承認を得るということですが、それについては行政執行権の侵害ではないかということでございましたけれども、その件については、去年の6月10日に第1施設について契約が更新されております。その中で削除された部分があります。これは第6条、監査・検査報告ということで、その第6条の第2、甲「今帰仁村」は、乙「今帰仁きのこ」に貸し付けする建物、機械の利用状況等について、適正に使用されているか。必要に応じ、報告を求めるとともに調査することができるものとする。乙は甲により、施設の状況について、報告を求められた場合は速やかに甲に報告するものとする。そういうふうに当局が今帰仁きのこがどのような利用、経営状況にあるかも把握するために、こういう条文がちゃんと入っていたのに、実は改正された契約書の中にはそれはございません。新しい契約書の第8条、有効期間ということで今までなかった文が入ってきております。この契約の期間は、原則として契約日から1年とする。ただし、契約を永続的に継続する。永続的に継続することを前提として、この文が新たに入ってきております。期間満了の6カ月前までに、乙から何らかの申し出がない限り、引き続き期間を自動更新することができる。というふうに実に議会としては村の財産、管理について、今のままではいけないのではないかなど。そういうことで、ぜひ議会の承認を得てもらいたいということで追加しております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 1番。

○ 1番 與儀常次君 再度質疑いたします。

今の説明ですが、今帰仁村民がほんとにできたらいいなと思っております。過去に最初は今帰仁村にさせてできなくて、その経緯がございますので、もし、こっちの中に構成員云々とあって、村内に技術者、構成員がない場合はどういった方法で皆さんは取り組んでいくか。それと前みたいにもう一回村民にさせてできなくなった場合は、議会議員としてどういう責任のとり方を考えているか。今さきの7、村長に抵触させない云々ということでありましてけれども、私たちは抵触すると思って質疑しています。再度答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 再度の質疑がありますので、2番 石川議員に答弁させます。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 先ほど1番議員のほうから質疑がありました過半数、従業員がいなければどうするかという話ですけれども、我々は従業員まで含めて過半数とは言っておりません。この中には。従業員とはありません。構成員、だから先ほどの話で従業員が本土の方は入れられないという話なんですけれども、役員の構成ですから、従業員とは関係ないと思うんですね、この件については。役員の構成が過半数であって、従業員まで過半数の中に入れようと、この条例改正の中にはその意味は含まれてないと思います。

執行権の侵害という話なんですけれども、先ほど申しましたように条例の改正、改正ではなくて解約だと思ってしまうんですけれども、あの中には当局の権利放棄が入っているのではないかと。そのままさせると権利放棄もするのに議会としてどうしますか。そういう意味で議会の承認も必要だということでありまして。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時25分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時25分)

2番。

○ 2番 石川清友君 議会の責任と言いますが、今のまま放っておくと、余計議会の責任が発生するのではないですか。どういう運営のやり方をやられているか。この茸生産出荷施設は今帰仁だけではなくて、金武町、国頭村にもございます。金武町の資料を少し皆さんに紹介したいと思うんですけれども、金武町は出荷施設をつくる時に、町としては明確な目標を持ってやられているわけです。村の条例にも後継者を育成して、バトンタッチしていくということで条例の中にもうたわれております。金武町も目標の中にはちゃんとした指標を立てております。その前に金武町も国頭村も茸出荷施設には、当局を含めて地元が51%、これは資本金ですね、議決権。これは金武町も国頭村も地元が51%の議決権がございます。そういう中で金武町は、なぜ町が参画するかと。一番の目標が公益性の確保となっております。そういう中でちゃんと施設の運営主体、基本合意書ということで町と茸センターの中で結ばれている合意書があります。その中の第7条、帳簿の閲覧。甲及び乙は、必要ある場合はいつでもみずから、あるいはその指名する公認会計士をして、会社の諸帳簿、記録及び計算書類を閲覧し、検査することができるものとし、派遣取締役をして、これに協力せしめるものとする。ということで歴然と町が管理できるようなシステム

になっているわけです。そういうことで我々は現時点の会社の透明性を確保するのが議会の義務だということで、また責任でもあるということで、このことを提案しております。これが責任だと思います。

○ 議長 久田浩也君 1番。

○ 1番 與儀常次君 再度、質疑いたします。

先ほどの金武町とか国頭村は我々のものとは内容が違いますので、同じようにきのこをつくっているけれども、事業内容が違っていると私は思っています。金武町、国頭村は第3セクターという形であって、今帰仁村とは方法が違います。例題であって、同じように適用しないと思っております。私が責任云々と言って、後で質疑しますが、今ですね、構成員と、今から皆さんはいつもあれだけれども、村民にさせるよう、村民にさせるようということで、もし村民がやった場合ですね、前みたいにまたそういう事態が起こった場合の責任のとり方を、どう責任のとり方ということでやるかということでありますので、再度答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 ただいまの質疑に私のほうからも、その件で答弁をしたいと思います。

まずは議会の責任ということが先ほど出ております。今回の条例改正は第7項に契約書の同意という項目を入れることが、私は責任だと思っております。今そうでなければ責任のとりようがないわけです。私は今こそ、まさしく無責任であると。中身を私たちが触ることもできない、見ることもできない。村民に言われてもそれは答えることができないんです。それこそ無責任だと思います。今言った、例えば従業員の責任についてどうするかというのは、あくまでもこれは当局の問題であって、私たちはその中でしっかりと議員としてのチェックをする、チャンスをつくらなければならないと思っております。それが今ある、いわゆる7項の議会の同意であります。この中でしっかりと議論をして、私たちとしても結論を出し、その結果を当局に示し、そして二人三脚でやっていくことこそ、議会の責任だと思います。どう責任をとるかという個別なことを言われても、個人的な我々議員一人一人が責任をとるということは、まず不可能です。議会の意思しかないと思っております。私としては、今の議会の責任はどうとるかということについては、これ以上の答弁はできないんですが、9番議員、山城 太議員も提出者でございますので、その件について、執行権の侵害、あるいは議案の責任等についての考えもあるかと思っておりますので、彼にも答弁させたいと思います。よろしくお願いします。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 1番議員に確認なんですけど、この議会で責任、責任と言うんですけども、そしてまた行政の執行権の侵害と言うんですけども、よく考えていただきたいんですけども、昨年5月30日、条例を犯してまで、契約を交わしているんです。そういったもろもろが15%、村長、副村長のカットになっています。こういう状況を未然に防ぐためにも、7項の追加が絶対に必要なんです。現在でも進展も何もないですよ。第1施設に限りましては。状況の悪化を未然に防ぐためにも議会のチェック、確認も絶対的に必要だと考えております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。

(休憩時刻 午前10時30分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。

(再開時刻 午前10時32分)

9番。

○ 9番 山城 太君 行政権の侵害には当たらないかという話なんです、その内容が私としては行政機関の侵害には当たらないと考えております。1番議員に再度、質疑をしたいのですが、こういったところが行政執行権の侵害に当たるものと考えておりますか。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時33分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時33分)

9番。

○ 9番 山城 太君 1番議員の質疑にお答えしますが、この問題に関しましては、行政権の執行権の侵害には当たらないものと考えております。

○ 議長 久田浩也君 ただいまの1番 與儀常次議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書の規定により、特に発言を認めます。1番。

○ 1番 與儀常次君 先ほどのものと2点ほど確認しながら質疑をいたします。

私が責任云々というのは、もし、今皆さんが言うみたいに村民、村民ということですが、村民にやった場合、前回みたいになった場合のことを、責任のとり方をどう思っているのかということですので、ここに答弁を願いたいと思います。

先ほどある議員が個人には責任ないけれども、行政には責任があるとかの話があったけれども、個人の責任のとり方を私は聞いていますので、とれなければとれないで答弁やっていいと思いますので、これについて答弁を求めます。

それと先ほどの執行権の侵害に当たらないかということですが、当たらないと思いますということで、思わない理由を述べてください。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 今の質疑は2点かと思います。まず、個人の責任のとり方をどうするかということと、執行権の問題です。私が答弁した一つなんです、個人の責任のとり方というのを、私は議会の中で答弁することは必要ないと思います。あくまでも議会の議決、あるいはセオリーにのっとって、我々はチェックする義務と責任があるわけですので、それが責任だと思います。1つの事象を取り上げて、その工事現場がどうなったとか、あの事業がどうなった。これを責任をとれということを我々は議員の意思としてここで表明することはできないものだと思っております。議会の意思というのは議会全員でとるべきものであります。出された条例が意にそぐわない、あるいは全体としてこれがだめだというのであれば、この条例を廃案にすればいいわけです。これが責任です。これが通るのであれば、我々みんな責任であります。過半数であれ、あるいは特別議決であれ、通ったということは議会全員の責任です。責任のとり方は議員としては議会全員、議会の責任です。個人の責任をとるとというのは一つの企業とか、あるいは個人の身分にかえた段階でのことであって、議員という席の中では責任のとり方としては私は議会全員だというふうに理解しております。

執行権については先ほど9番議員からもありました。5番議員の與那嶺篤哉議員も提案者の1人でありますので、執行について補足がありましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 提案者の1人として補足説明をさせていただきたいと思います。

執行権の侵害ということであるわけですが、どちらも、要するに今の段階ではグレーであると。決着はついていないと思います。指定管理等々、その面から言っても議会の議決を得ているわけですから、これだけ大きな施設、村民に説明責任が議会としても出てくると思います。そのために我々は執行権の侵害に当たらないと思います。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。7番。

○ 7番 山内 聰君 先ほど1番、3番議員からもいろいろ出ていますけれども、第3条2項中ア、現実的に考えて、今契約しようとしている段階で、この条例を出すことはある意味で排除が目的だということしか私は思いません。公平性に欠けているのではないかという私の気持ちであります。参入予定者、村内業者を含めて契約しようとしているベストマッシュですか、その2社も含めて公平性に欠けているのではないかと私は思いますけれども、その点について伺います。

そして新条項は、先ほどからありますように、執行権を侵害し、村当局の主体性を損ない、縛ることにならないか。その点について伺います。そして、これは最初の予定ではたしか提案者は石川清友議員が筆頭者の提案者だったみたいですが、寛政議員にかわったのはどうしてですか、ちょっと聞きたいです。そして、これはいろいろ石川議員含めて、皆さんおっしゃっていますけれども、私は運営協議会の拡充強化からやってからでも遅くはないのではないかと考えておりますけれども、その点についても伺います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時43分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時43分)

11番。

○ 11番 東恩納寛政君 7番議員の質疑にお答えしたいと思います。

確かに今おっしゃるとおり、契約中であるということはよく承知であります。しかし、この問題については既に1年以上も経過をして、明確な当局からの答弁もないし、説明がないというのが現状であります。ですから、この現在に至ってもなおかつ、さらに去年の12月の村長の約束もまだほごにされているということで、私たちもある意味ではしびれを切らしているということではありますが、しかしながら、仮にそうだとすると、現状の中でどういう役員がやっているかということは私たちにもまだ明確にされていません。7番議員は内容をよく把握しているかと思いますが、私たちには知らされていないところであります。ですから今、中に過半数いるかいないかということについても私たちはまだ承知していないところです。その情報開示をしていないわけですから。そういうことで、もうこの条例については今議会でやらなければ、ある意味では契約にも間に合わないということもあります。何も不公平ということではなくて、定例会で出すには6月を過ぎたら9月しかない。臨時会ということもありましたけれども、臨時議会はいくまでも間に合わないということもありましたので、定例会に出しました。

それからもう1点、提案者がかわったのはどういうことかだったかと思いますが、提案者は当初から5名ということでありました。その中でだれがなるかということについては別段決めてもいなくて、今途中

でかわったというのは、あくまでも年功序列だったと理解しております。しかし、先ほども全協の中でそういうことも提案をしております、提案者、発議の場合は提案者はだれがなってもいいと。そして同じ提案者ですので、冒頭であれ、あるいはまた後であれ、だれがでも提案できるということは議事運営上、問題のないことだったと思っております。答弁漏れがあったら指摘してください。

執行権については、先ほど来、何度もありましたので、また別段譲りますが。運営協議会については、やはり運営協議会そのものは契約した後での、いわゆる事後の経過です。それについては、やはり今現在でも運営協議会既に6年経過した後であっても、一度しかやっていないと。しかもその運営協議会そのものは運営協議会ではなくて、委嘱状交付式だけなんです。さらには去年の7月に運営協議会の議事録も手に入れましたけれども、来年から毎年7月にはやるということをやった、本人が言ったにもかかわらず、今年9月終わろうとするまで、まだやっていないということで、運営協議会そのものがほごにされている。したがって、これはもう最初からそれはもう話にもならないということでありましたので、運営協議会については触れていないところであります。あくまでも条例が優先でありますので。私個人としては運営協議会そのものはむしろ村長の特権でありますので、そこまでは議会が介入すべきではないものと理解しております。先ほどの執行権については、再度、石川議員に答弁させたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 これはまた同じ答弁になります。先ほど3番議員のほうからも執行権の侵害がありましたので説明しましたけれども、もう一回やりますか。ということで、先ほどの答弁と一緒にということで答弁します。

○ 議長 久田浩也君 7番。

○ 7番 山内 聡君 大体同じような内容だと思いますが、これは言いませんけれども。私は侵害という話も含めて、主体性を損なわないかと、縛ることにならないかということ聞いておりますので、その点また答えられる範囲内でお答え願います。そして、提出者の皆さんというか、聞きますけれども、もし、自分がその立場に、行政側の立場に立ったときの場合も考えておられるか。そして7項が改正されたときに、職員のモチベーションが低下することが懸念されるが、その点について伺います。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 答弁したいと思いますが、執行者の立場になったことがあるかということですが…。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時50分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時50分)

11番。

○ 11番 東恩納寛政君 ちょっと抽象的な質疑なので。当事者の立場になったという、もちろん当事者の立場になって、これができるということではないんですが、建前からして、公平に業務を執行するという契約のあり方としては、やはり不都合ではないかなというのが今の考えなんです。当事者の立場に立つてと言われても、それはちょっと厳しい質疑ではあるんですが、確かに当事者の立場になって考えたとき、やりにくいだろうと思っております。だから逆に先ほどから申し上げているとおりでありますが、我々が介入し

てかかわることが、むしろ当事者も助かるのではないかと。これは決して言い過ぎではなくて、私は村長をむしろ後押しするのが今回の条例ではないかと思っているんです。そうでないと思っている人が何名かいるとは承知していますが、逆にいえばお互いが責任をとって、この工事を遂行させ事業を完成させようという共通の目的は、この条例を改正することこそ、私は自分たちの立場、あるいは村長にもプラスになるんだと、常々思っているところです。決してこの条例で縛るとか、従業員を困らすとか、あるいは今の業者は嫌いだからとか、そういう微塵もない気持ちを、ぜひわかっていたきたいと思います。私たちも公平に、公正にその中にかかわって、村民にも村長と同様に説明ができるようにということで、この条例の改正を願っているわけです。ちょっと舌足らずかもしれませんが、今の答弁にはそれで足りるかと思っています。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時51分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時51分)

2番。

○ 2番 石川清友君 先ほども同じ質疑で答弁したんですけれども、行政、執行権の侵害と主体性がなくなるのではないかということなんですけれども、これは先ほども申しました私は、これは条例というのは今帰仁村の法律だと思うんです。それが第2条に後継者育成に努めるという法律があるわけです。それがやられていないから、我々は議会として責任ある話をしようとしているわけなんです。それはなぜかと言いますと、先ほど来出ています第1施設運営の今帰仁きこの園、それに今回、第2施設をこれから運営させようとしているベストマッシュ今帰仁の役員構成ですよ。みんな本土の方ではないですか。実質に運営している方は。その中にこの後継者育成に努めるという村の法律が守られていますか。それがいないから、それを条例の中に、同じ条例の中にあることをさせようということです。これが主体性を損なわれるということなのか。現在、主体性を持ってやられているか。条例の中にある後継者育成に努めることということが、実際に主体性の中でやられているかどうか。それで答弁にかえます。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 大分ですね、もう議論出尽くしているかと思うんですが、提案者はもう1人いますので、8番議員の答弁を求めたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 村長の侵害とかいろいろな問題が出ていますけれども、村長がやりやすいように私らは考えているつもりです。いろんなことに関して。そして職員の低下になるのではないかとはいいますが、やはり透明性が出れば、第3セクとなれば、余計いいようになるのであって、悪いようには議会は考えていません。お宅などのようにカタチンバーの考えは持ってありません。今帰仁村民は。私らは公平に村民のことを考えて、村長のことを考えてやっているのであって。こういうことを考えてやっているのであって。この条例が本土の方がやったからまずいのではないかという。北部振興策というのが、北部の人間が使うべき施設なんですよ、ほんとは。今帰仁村がよくなるために、こういう条例を出して、なぜ悪いんですか。いいことではないですか。村長もまた発言権が出れば、いろんなことでも悪いところは悪い、いいところはいいと、はっきり言えるのではないですか。そうしたらガラス張りになるのではな

いですか。私はそう思います。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時55分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時55分)

8番。

○ 8番 與那嶺好和君 カタチンバーと言った言葉、おわびします。それに対して、私らはあくまでも村長をカバーするために、こういう条例をつくったほうがいいのではないかとということでやっているのであって、少しもあれではないです。そして職員の働きやすい職場をつくるために、改善することも言える条例を村長が言いやすいようにやろうとしているんです。それに対してけんけんがくがくいろいろあるようですね。ほんと言えれば地元の間人がやって、北部振興策ですから、そして今帰仁の人も入れる、職員も役員に入れる。それが常識ではないかなと思います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時57分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時57分)

7番。

○ 7番 山内 聰君 答弁の中に北部振興策だから、北部限定、今帰仁限定という話がありますけれども、これは最初の出だしというか、乙羽有機が手を挙げて、村民の方がやっている中で、はっきり言えば撤退して、覚書も交わして、今の今帰仁きのご園が、さきの代表者の名前はちょっと存じませんが、二代目の丸野さんにかわって、経営もかなり改善されていると思っています。その中で雇用も含めて、いろいろされているわけです。これがある意味で今帰仁村限定とか、北部限定で補助事業ありきという考え方は、今帰仁村にいろいろ企業が参入しようとしているときに、ある意味ではマイナスではないかなと私は思っております。門戸を広げて、北部振興策であろうが何であろうが、手を挙げてお互いの、その中でクリアされている方はやるのが普通だと思います。そして村当局がやりやすいとか、プラスになるんだったら、村当局がもう少し議論してからで遅くないと言っているわけですから、そういった意味では拙速にやるよりは時間をかけてやって、どうしてもできないときにお互いけんけんがくがくという話がありましたけれども、議論しながら、どれが不足、あれが不足、これがいい、そういった感じでいい方向に改善していくのが、ある意味でこれは二元性の基本だと思うんです。その点について伺います。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時00分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時00分)

11番。

○ 11番 東恩納寛政君 いろいろ今回の条例改正については意見も出ています。拙速にということもありましたけれども、実際には去年からの長い問題も続いております。拙速だけではないと思います。それから乙羽有機からの問題も先ほど話が出ていましたが、確かに平成14年から平成18年まで乙羽有機がやりましたけれども、ある意味では挫折したかと思います。なお、それだからこそ、また原点に戻って、あるいは反面教師として、真の意味での今帰仁村の村民による北部振興事業の完成というのは目指すべきだろうというふうな結論になると思います。質疑が余り抽象的だったので、答弁もそれでいいかと思いますが。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時01分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時01分)
11番。

○ 11番 東恩納寛政君 当局の協議という話は、もう既に3者協議、あるいは全協、それから実際の資料請求と何度もやっているつもりであります。これで事足りるとは思っておきませんが、何もいきなり出したものではないというのは皆さんも承知しているかと思えます。この問題について言えば1年3カ月以上も経過して、何らかの形で議会に出し、議決を得る場が今だと思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ただいまの7番 山内 聡議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書の規定により、特に発言を認めます。7番。

○ 7番 山内 聡君 いろいろ議論が噛み合わないところもありますけれども、私が申し上げたいのは、条例の発議に向けての話し合いの場が議会の中でも村当局とも足りないのではないかとこの質疑ですので、それに対して答弁を求めて終わります。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 確かに手続から今回の発議に至るまで2週間ということにはなりましたが、内容については私は十分吟味した中であると思えます。去年の11月に3者協議会も持っておりますし、それから一般質問もほとんどの定例会でだれかが出してあります。この問題については何も初めて聞くものでもないし、それから議会の議決を得る一つの手続としては、発議権というのが今まで余りなかったかと思えます。これは村長が今条例を提案するのと余り変わらないように、今後とも出るべきであろうと私たちは考えております。このことについては確かに議論が、この発議に関して言えば少ない議論かと思えますが、内容については十分時間はかかっているものだと理解しております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 これで質疑を終わります。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時03分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時13分)

日程第2. 「認定第1号 平成23年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

まず、決算認定について質疑に入る前に、監査委員の決算審査意見書について質疑を行います。質疑はありませんか。11番。

○ 11番 東恩納寛政君 代表監査委員には公私ともお忙しい中、御苦労さんでございます。平成23年度の今帰仁村の歳入歳出決算審査意見書が開会の日に配られております。毎月の定例監査の中で貴重な御意見をほんとに御苦労さんでございます。この審査意見書ですね、決算審査意見書の結びの中に、26ページ、平成23年度の決算の総括になるかと思えます。ちょっと読み上げて、今帰仁村の財政諸指標のまとめになっているんですが、財政諸指数は実質収支比率6.2%、経常収支比率が78.8%、財政力指数が0.2、及び実質構成比負担率12.1と全体的には良好な数字とはいえないというふうに出ております。証憑、その他正式にやられているというふうにあります。一般的な平均的な数値からすると、この数値、赤信号とまで

はいかないんですが、照らしていけば確かに良好ではないと思うんですが、特に実質収支比率が6.2というのはほかの県内市町村平均よりもさらに20%ほど悪いのかなと思っております。ただちに異常な状態になるとは思ってはいないんですが、この全体の数値から代表監査委員に御意見を簡潔にお願いしたいのですが、今帰仁村の現在の状況と、今後特に留意すべき事項というのがありましたら御意見を伺いたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 代表監査委員。

○ 代表監査委員 山城清光君 ただいまの質疑にお答えいたします。

26ページの実質収支比率が6.2%、経常収支が78.8%、この表は23ページで説明をしたいと思います、財政の主な指数等の推移がございます。先ほど言った財政力指数、これは今帰仁は大体0.2から0.21ということになっておりますが、今までずっと。これは1に近いほどいいと言われております。1を過ぎると交付団体、交付税の交付団体という形で、1に近いほどいいということですが、今帰仁は0.2、全国的に今市町村は、あるいは都道府県を含めて大体3割自治と言われておりますけれども、まだまだ今帰仁はそこまでは遠いということがありますので、どうしても財政的には弱いと言わざるを得ないと思います。そして経常収支比率、これは70から80が大体望ましいと言われておりますけれども、これも実際は経常収支比率は低いほどいいわけでありまして、70以下でも結構だと思っておりますけれども、それが低いことによって投資的経費、今、今帰仁でも投資的経費が約23%ぐらいしかいっていないので、やはり経常収支比率が上がると他の投資的経費、あるいはまた住民に対するサービス、そういった経費に回すものがだんだん少なくなるということもまた見られますので、それはほんとに70前後までいったほうが一番結構だと思いますが、一般財源が厳しいという中で、今ぎりぎりのところで頑張っているということが見られます。そして実質収支比率が6.2%、普通は標準財政規模の3から5%、あるいは一般財源の歳入の5%ぐらいが望ましいと。歳入は50何億円かありますから5%と言ってももっと下がるかと思っておりますけれども、これは標準財政規模からしての数値であります。これは多ければ多いほどいいということではなく、大体3から5が望ましいと言われておりますけれども、これが大体3から5にすると、またゼロでも困るんです。今マイナス20%になると赤字団体として、国から指摘を受けると。そういうこともありますので、大体3から5あるということは、次年度の財政にも繰り越しということで加わってきますので、大体3から5が望ましいということがございます。そういうことで今帰仁はまだまだ3割自治にもほど遠いということでもありますので、これからもぜひ一般財源、特に村税の徴収には力を入れてもらいたいというのが監査委員からの指摘としても一応載せてあります。

それともう1つあったのが実質公債比率、これは今年からこの欄に入れてはおりますけれども、12.1%。これは平成19年から財政の適正化法ができて、今帰仁の水道会計、国保会計、それから清掃組合、あるいは消防組合、それから国保の広域化、県のもの、そういったものを全部網羅した今帰仁の比率12.1%という形で一応数字は出されております。そういうことで地方自治の大きな仕事は自治法にもちゃんと明記されております。これは地方自治法の第2条の14項には、住民福祉の増進に努めると。そして最小の経費で最大の効果を上げるのが大きな仕事としてありますので、我々監査委員としても財政関係の事務をほとんど監査しておりますので、そういった面から見ても業務としてはその予算の中で一生懸命頑張っております。

ますが、しかし、こういった数字にあらわれてくると、まだまだ経常収支比率も高いなとか、あるいは歳入がちょっと少ないとか、そういった面も見られますので、またそういった面はぜひ頑張って、当局も頑張って、これからも住民福祉には一段と力を入れていただきたいというふうに我々は意見として出しております。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 大変詳細な説明資料に基づき、よく理解できました。全体に見てもこの4つの指標からすれば、実質収支比率がちょっと落ちるかなというぐらいで、あとは市町村平均からもまだ上部のほうに入るかと思えます。これは平成23年度の今回の決算ですので、それはいいかなと思うんですが、私は逆にこれから先の危惧するのは、平成23年度までは北部振興事業という1割負担、実質100%に近い補助事業が主だったんですが、今年度からいわゆる一括交付金というのが出ています。もう既に3億円ほどの事業も入っておりまして、これが中心になってくるだろうということは推測できるわけですが、逆に言うと、負担率の高い事業に変換してきているわけです。今度は2割ですので。これから先、平成25年度の収支にかかってくると、さらに厳しい情勢になってくるのではないかなというふうに思います。これは今回の決算ですので、これ以上のことはないんですが。監査委員にはぜひまた頑張っていただきたいと。次年度以降についても、これからするともっと厳しくなるのではないかなと私は思うんですが、その点について、代表監査委員の御意見を伺えればと思います。

○ 議長 久田浩也君 代表監査委員。

○ 代表監査委員 山城清光君 この実質収支比率というのは、今6.2であります。それが3から5というのは、余り多く黒字が出ると逆に予算のつくり方、あるいは決算の仕方がいろいろな問題が出てきますと思えます。だから大体3から5ぐらいが次年度の歳入としての財政状況からしてもそのぐらいがいいのではないかなということで、6というのは少し高いぐらいという感じがします。今ありました投資的経費が今年は3億円余り一括交付金が出るということでありますが、そういった面も含めながら基金の活用、そういったいろんなものを活用しながら、またさっき言った今帰仁村の規模の適正化、あるいはまた組織、あるいは運営の合理化に努めながら、余りそういった一般経常経費が上がらないような方法論、そして投資的経費が多くなるということは、またそれも経常経費もまた低くなるという、そういったことも考えられますので、その辺は十分に検討しながら執行していただければよろしいかなと思います。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 これで質疑を終わります。

これで決算審査意見書について質疑を終わります。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。(休憩時刻 午前11時25分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。(再開時刻 午前11時25分)

これから認定第1号 平成23年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について、歳入の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

次に歳出1款から6款までの質疑を行います。質疑はありませんか。11番。

○ 11番 東恩納寛政君 歳入歳出総括決算表の3ページ、歳出には説明の中でありました。翌年度繰越額というのが今回出ております。繰越明許費は1億4,800万円ということですが、事故繰越額が3,924万2,000円となっております。そのページの最後のほうの実質収支に関する調書の中で、151ページです。今年度のいわゆる平成23年度の実質収支に関する調書の中で、先ほどの繰越明許費、翌年度へ繰り越すべき財源が219万9,000円となっております。この事故繰越額と翌年度へ繰り越す額との差額ですね。これについての説明を求めたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 会計管理者。

○ 会計管理者 上間美昭君 ただいまの質疑にお答えいたします。

事故繰越額が3,924万2,000円のうちの、これ全体的な繰越額であります。151ページの事故繰越額の219万9,000円につきましては、一般財源の部分でございます。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 この財源の繰越額の内容について、間違っていたらあれですが、茸生産出荷施設の、いわゆる第2工場の平成23年度からの繰り越しが出たということは理解していますが、この内容に関係することかどうか。再度説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時30分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時32分)

経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えします。

3ページの事故繰越額3,924万2,000円、これ事業費ベースの繰り越しということで、その内容としましては、建築工事、電気、機械、生産設備工事の事故繰越額ということになっております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 今の答弁内容ですが、109ページに詳細が載っていますね。農林水産業費として。林業振興費の中の12節の役務費と13節の委託料、15節の工事請負費が3,896万6,000円と。この合計が事故繰越額の3,924万2,000円になっているんだと思います。繰越明許費の中にはないわけですので、事故繰越として、平成23年度の総額で3,900万円余りですが、200万円というのは実質、今年度に繰り越したのが金額ということでもいいんでしょうか。

○ 議長 久田浩也君 会計管理者。

○ 会計管理者 上間美昭君 ただいまの質疑にお答えいたします。

平成23年度から平成24年度に事故繰越をした一般財源部分でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時35分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時35分)

会計管理者。

○ 会計管理者 上間美昭君 ただいまの質疑にお答えいたします。

繰越額3,924万2,000円のうちの国、県の支出金が3,104万3,280円、村債が600万円、そして一般財源が219万8,720円でございます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時37分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時38分)

ただいまの11番 東恩納寛政議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書の規定により、特に発言を認めます。11番。

○ 11番 東恩納寛政君 事故繰越については、去年の暮れにその話が出ておりましたので、理解をしています。一連の茸工場問題がいわゆる尾を引いたわけなんです、それは一応事故繰越は当初の総合事務局との話し合いの中でも向こうも理解するという事では確認しています。今回、発議にもあったわけですが、実際には工場が完成したのが5月ということで、事故繰越の理由もいろいろあると思うんですが、今後の再開の条件とかは付いていなかったのかどうか。単なる金額を繰り越しただけではなくて、本来なら平成23年度の3月までには終わらせて、平成24年4月1日からは操業開始が条件ではなかったのかなと思うんです。遅くとも5月ということで、今おくられている理由はどういう理由かは別としても、この条件が事故繰越に入らなかったかどうか。再開の条件。その答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えします。

平成22年度事業で平成23年度明繰り、繰り越しをして、もう一度繰り越すことを事故繰りということで、3カ年にわたってやってきたわけですが、事故繰りの理由の中でもろもろありまして、国に認めてもらったんですけれども、事業完了が5月16日、事故繰りの理由の中には稼働まで何日までやるというふうなことは記してございません。なぜ繰り越すかという理由を国に認めてもらったというような状況でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 質疑なしと認めます。

これで歳出1款から6款までの質疑を終わります。

次に歳出7款から14款までの質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

これで歳出の質疑を終わります。

日程第3.「認定第2号 平成23年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

日程第4.「認定第3号 平成23年度今帰仁村水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題と

いたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

日程第5.「認定第4号 平成23年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

明日9月25日の会議は諸般の都合により、特に午後1時30分に繰り下げて開くことにいたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

(散会時刻 午前11時42分)

平成24年第3回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成24年9月18日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	9月25日 午後1時45分		
	閉 会	9月25日 午後2時35分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	石 川 清 友	9	山 城 太
	3	内 間 利 三	10	玉 城 克 義
	4	久 田 浩 也	11	東恩納 寛 政
	5	與那嶺 篤 哉		
	6	座間味 薫		
	7	山 内 聰		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	5	與那嶺 篤 哉	6	座間味 薫
職務のため議場 に出席したもの	事務局 長	上 間 悟	書 記	仲 原 弥 生
	局 長 補 佐	小那覇 安 啓		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	與那嶺 幸 人	住 民 課 長	山 城 徳 男
	副 村 長	大 嶺 英 恭	福 祉 保 健 課 長	島 袋 輝 也
	総 務 課 長	島 袋 隆 則		
	教 育 長	謝 花 弘		
	学 校 教 育 課 長	与那嶺 敏 秋		
	社 会 教 育 課 長	上 間 恒 章		
	建 設 課 長	金 城 正 明		
経 済 課 長	小那覇 安 隆			

平成24年第3回今帰仁村議会定例会

議事日程第6号

平成24年9月25日（火曜日）

1. 開 議 午後1時30分
2. 付議事件及び順序

日 程 番 号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1	議案第41号	今帰仁村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について	討論・採決
2	議案第42号	平成24年度今帰仁村一般会計第4回補正予算について	討論・採決
3	議案第43号	平成24年度今帰仁村国民健康保険特別会計第2回補正予算について	討論・採決
4	議案第44号	平成24年度今帰仁村水道事業特別会計第1回補正予算について	討論・採決
5	議案第45号	平成24年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について	討論・採決
6	議案第46号	工事請負契約について	討論・採決
7	発議第1号	今帰仁村茸生産出荷施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について	討論・採決
8	認定第1号	平成23年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について	討論・採決
9	認定第2号	平成23年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	討論・採決
10	認定第3号	平成23年度今帰仁村水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	討論・採決
11	認定第4号	平成23年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	討論・採決
12	陳情第13号	県産品の優先使用について（要請）	説明・質疑 討論・採決
13	陳情第15号	「30人以下学級完全実現」を求める陳情	説明・質疑 討論・採決
14	陳情第16号	「幼稚園・就学前教育」準義務教育化・無償化要請の陳情	説明・質疑 討論・採決
15	意見書第4号	「30人以下学級完全実現」のための意見書	説明・質疑 討論・採決
16	意見書第5号	沖縄県における「就学前・幼稚園教育」の準義務教育化実現のための意見書	説明・質疑 討論・採決
17		閉会中の継続審査申出書（総務文教委員会）	

○ 議長 久田浩也君 定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(開議時刻 午後1時45分)

日程第1.「議案第41号 今帰仁村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第41号 今帰仁村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第41号 今帰仁村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2.「議案第42号 平成24年度今帰仁村一般会計第4回補正予算について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第42号 平成24年度今帰仁村一般会計第4回補正予算について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第42号 平成24年度今帰仁村一般会計第4回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3.「議案第43号 平成24年度今帰仁村国民健康保険特別会計第2回補正予算について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第43号 平成24年度今帰仁村国民健康保険特別会計第2回補正予算について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第43号 平成24年度今帰仁村国民健康保険特別会計第2回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4. 「議案第44号 平成24年度今帰仁村水道事業特別会計第1回補正予算について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第44号 平成24年度今帰仁村水道事業特別会計第1回補正予算について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第44号 平成24年度今帰仁村水道事業特別会計第1回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5. 「議案第45号 平成24年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第45号 平成24年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第45号 平成24年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6. 「議案第46号 工事請負契約について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第46号 工事請負契約について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第46号 工事請負契約について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7. 「発議第1号 今帰仁村茸生産出荷施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。3番。

○ 3番 内間利三君 反対の立場から討論いたします。

今帰仁村茸生産出荷施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の議員提案に反対する立場で討論いたします。第3条2項ア中の一部改正、「構成員の過半数を今帰仁在住1年経過した者が占めるものとする」と改正になっていますが、平成18年に有限会社乙羽有機から、有限会社今帰仁きのこ園へ引き継がれたようなときも想定しなければならないと思うんです。また、村内に経営の引き受け手がな
いときなどには、現条例のほうが継続運営につながるものと確信されます。よって、条例の改正は必要ではないと考え、改正に反対いたします。

第3条の7 村長は、第2項により生産出荷施設を貸付ける場合は、議会の同意を得なければならないと、第3条の7を加えることに対して、地方自治法第96条第1項第6号において、適正な価格で公有財産を貸し付けする場合は、議会の議決事件から除かれている。これは二元代表制のもと、合理的かつ迅速な行政執行の観点から長へ委ねると理解しております。よって、改正には反対いたします。

それともう1つです。これは反対ということではなくて、事を進めるためにはアーピン、ヤファヤファト、ムチムチとの心で進めてもらいたいと自分は希望いたします。

○ 議長 久田浩也君 次に、原案に賛成者の発言を許します。2番。

○ 2番 石川清友君 発議第1号 今帰仁村茸生産出荷施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例についてに対する賛成の立場から討論をいたします。

1点目の今帰仁村茸生産出荷施設の設置及び管理運営に関する条例の第3条第2項アの改正については、同条例の第2条には、この生産出荷施設は沖縄北部地域における雇用の場を創出し、就業機会の確保及び後継者育成に努めることを通じて、地域の特産林産の振興を図るため、今帰仁村に生産出荷施設を次のとおり設置するとあります。重要な後継者育成に努めるとあります。また、今回の第2生産施設をつくる計画段階の平成22年10月に経営診断調査報告書が出されております。これはたしか200万円近くの予算が使われ、29ページにわたる冊子ができ上がっております。この報告書の26ページに、計画に対する診断ということで、1番目に事業導入の目的があり、2番目に施設の運営主体と労務計画というのがあります。2を読み上げます。2 施設の運営主体と労務計画。当施設の運営は公益性を有する第3セクター（農業生産法人）を予定しており、構成員としては今帰仁村、地元農林課、今帰仁きのこ園、オーダック、地元商

工会である。施設及び設備は今帰仁村が茸第2生産施設整備事業を活用して整備し、前述の第3セクターに賃貸する計画である。施設の稼働に際しては、常勤職員5名とアルバイト、パート、9人を原則として、村内から雇用する計画であるとなっております。しかし現実には計画と違い、今帰仁茸園、オーダックの役員、村内に居住しない本土の方ばかりで構成する。ベストマッシュ今帰仁と契約交渉を進めております。よって、条例第2の後継者育成に努めると、計画を重視して、条例第3条第2項アの改正が必要と思いません。

2点目の第3条の3については、当局も認めておりますので、省略いたします。

3点目に同3条に7番目の追加についてであります。昨年の6月10日に第1施設の貸付契約が更新されております。まず、1番目に契約書の第4条の中ほどで、旧契約書では、第2項の定める甲「今帰仁村」、乙「今帰仁きのご園」となります。構成する茸生産出荷施設管理運営協議会にて、議事可決された事項は、これを優先するとありますのを、新契約書では、第2項に定める甲、乙で構成する茸生産出荷施設管理運営協議会において、議事可決された事項は、乙「今帰仁きのご園」の権利を害しない範囲でこれを優先することとする。ということで乙の権利を侵害しない範囲でこれを優先することとする。これが追加されております。そして第6条 監査、検査報告。6条の2、甲は乙に貸し付けする建物、機械の利用状況等について、適正に使用されているか。必要に応じ、報告を求めるとともに調査することができるものとする。乙は甲より、施設の状況について報告を求められた場合は、速やかに甲に報告するものとする。旧契約書にはこれがあつたのが削除されております。続いて、第8条 契約有効期間ということで、旧契約書では、この契約期間は原則として契約の日から1年以内とする。ただし、期間満了後の6カ月前までに甲、乙、双方から何らかの申し出がないときは、引き続き、甲、乙協議の上、期間を更新することができる。新しい契約書では、第8条 この契約の期間は、原則として契約日から1年とする。ただし、契約を永続的に継続することを前提として、期間満了の6カ月前までに乙から何らかの申し出がない限り、引き続き、期間を自動更新することができる。となっております。契約を永続的に継続することを前提として、これが新しく追加されております。平成18年に契約された旧契約書は何ら支障のない中、自動継続中に昨年6月10日に理解に苦しむ改悪と言われても仕方のない契約更新がなされております。よって、今後、茸生産出荷施設を貸し付ける場合は、議会の同意も必要と思われる。以上です。

○ 議長 久田浩也君 これで討論を終わります。

これより「発議第1号 今帰仁村茸生産出荷施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。

この採決については、内間利三議員ほか2名から無記名投票にされたいとの要求がありますので、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○ 議長 久田浩也君 ただいまの出席議員は、10名です。

次に立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に玉城克義君及び山内聰君を指名いたします。

ただいまより投票用紙をお配りいたします。

念のため申し上げます。

本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により、否とみなします。

投票用紙の配布願います。

(投票用紙配布)

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「配布漏れなし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「配布漏れなし」と認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○ 議長 久田浩也君 「異状なし」と認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長より議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票を願います。事務局長。

○ 事務局長 上間 悟君 では、読み上げます。

1番 與儀常次議員、2番 石川清友議員、3番 内間利三議員、5番 與那嶺篤哉議員、6番 座間味 薫議員、7番 山内 聰議員、8番 與那嶺好和議員、9番 山城 太議員、10番 玉城克義議員、11番 東恩納寛政議員。

(投票)

○ 議長 久田浩也君 投票漏れはありませんか。

(「投票漏れなし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「投票漏れなし」と認めます。

これより開票を行います。

玉城克義君及び山内 聰君、立会人をお願いいたします。

それでは開票を願います。

(開票)

○ 議長 久田浩也君 投票の結果を御報告いたします。

投票総数10票、有効投票数10票、有効投票数のうち、

賛成 5票

反対 5票

以上のとおり、賛成5、反対5です。

投票の結果、賛成、反対が同数です。したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本案に対して採決いたします。

「発議第1号 今帰仁村茸生産出荷施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について」は、議長は否決と採決いたします。

したがって「発議第1号 今帰仁村茸生産出荷施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について」は否決されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

日程第8.「認定第1号 平成23年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「認定第1号 平成23年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

お諮りします。

この決算は認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「認定第1号 平成23年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定をいたしました。

日程第9.「認定第2号 平成23年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「認定第2号 平成23年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

お諮りします。

この決算は認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「認定第2号 平成23年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定をいたしました。

日程第10.「認定第3号 平成23年度今帰仁村水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

お諮りします。

この決算は認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「認定第3号 平成23年度今帰仁村水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定をいたしました。

日程第11.「認定第4号 平成23年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

お諮りします。

この決算は認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「認定第4号 平成23年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定をいたしました。

日程第12.「陳情第13号 県産品の優先使用について(要請)」を議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。経済建設委員長 與儀常次君。

○ 経済建設委員長 與儀常次君

平成24年9月25日

今 帰 仁 村 議 会
議 長 久 田 浩 也 殿

経済建設委員長 與 儀 常 次

陳 情 審 査 報 告 書

本委員会は、9月18日付託された陳情審査の結果、下記の通り決定したので会議規則第94条の規定により報告します。

記

陳情報告について

受理番号	件名	審査結果	意見	措置
陳情第13号	県産品の優先使用について (要請)	採択すべきもの	地場産業の根幹を担うのは「県産品の愛用です」県産品愛用は地域経済の活性化と地域の雇用に大きく寄与しており、新たな振興計画の実現に向けて今まで以上に全県民一体となって取り組む必要がある。	

○ 議長 久田浩也君 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「陳情第13号 県産品の優先使用について(要請)」を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって、「陳情第13号 県産品の優先使用について(要請)」は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第13.「陳情第15号 「30人以下学級完全実現」を求める陳情」を議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。総務文教委員長 東恩納寛政君。

○ 総務文教委員長 東恩納寛政君

平成24年9月25日

今 帰 仁 村 議 会
議 長 久 田 浩 也 殿

総務文教委員長 東恩納 寛 政

陳 情 審 査 報 告 書

本委員会は、9月18日付託された陳情審査の結果、下記の通り決定したので会議規則第94条の規定により報告します。

記

陳 情 報 告 に つ い て

受理番号	件 名	審査結果	意 見	措 置
陳情第15号	「30人以下学級完全実現」を求める陳情	採 択 す べ き 物	<p>沖縄県は独自の少人数学級施策として小学校1年2年で条件が合えば「30人以下学級」、2012年度から小学校3年に「35人以下学級」まで進展させている。さらに、複式学級定数改善として、8名以上の複式学級は非常勤講師の配置がスタートした。</p> <p>これらは、すべての子どもたちが全国どこに生まれ育ったとしても、等しく豊かな学校教育を受けられるためには、なくてはならない制度である。</p>	

○ 議長 久田浩也君 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「陳情第15号 「30人以下学級完全実現」を求める陳情」を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「陳情第15号 「30人以下学級完全実現」を求める陳情」は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第14.「陳情第16号 「幼稚園・就学前教育」準義務教育化・無償化要請の陳情」を議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。総務文教委員長 東恩納寛政君。

○ 総務文教委員長 東恩納寛政君

平成24年9月25日

今 帰 仁 村 議 会
議 長 久 田 浩 也 殿

総務文教委員長 東恩納 寛 政

陳 情 審 査 報 告 書

本委員会は、9月18日付託された陳情審査の結果、下記の通り決定したので会議規則第94条の規定により報告します。

記

陳 情 報 告 に つ い て

受理番号	件 名	審査結果	意 見	措 置
陳情第16号	「幼稚園・就学前教育」準義務教育化・無償化要請の陳情	採 択 す べ き も の	幼稚園・就学前教育は教育の基礎であり、次世代育成や沖縄県の将来のために幼稚園・保育園・学童保育も含めた制度改革が必要になっている。沖縄振興計画の策定の中で、「子ども支援」を中心にした振興計画を国と連携して進める必要がある。	

○ 議長 久田浩也君 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「陳情第16号 「幼稚園・就学前教育」 準義務教育化・無償化要請の陳情」を採決します。
本件に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「陳情第16号 「幼稚園・就学前教育」 準義務教育化・無償化要請の陳情」は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第15.「意見書第4号 「30人以下学級完全実現」のための意見書」を議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。総務文教委員長 東恩納寛政君。

○ 総務文教委員長 東恩納寛政君

意見書第4号

平成24年9月25日

今 帰 仁 村 議 会

議 長 久 田 浩 也 殿

提出者	東恩納 寛 政
賛成者	山 城 太
〃	内 間 利 三
〃	玉 城 克 義
〃	山 内 聰
〃	座間味 薫

「30人以下学級完全実現」のための意見書

上記議案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

「30人以下学級完全実現」のための意見書

日々の教育の発展のために、御努力いただいていることに敬意を表します。

さて、経済格差の拡大などによる就学援助児童の増加、保護者等の多様な教育ニーズ、子どもたちの学力格差の拡大など、益々教育現場では困難な状況が表れています。

学校現場では個々に応じた極めの細かい指導や、ゆとりをもった授業が求められています。日本の学校の1学級40名の定数が国際的に見て異常な多さであり、教育の困難さを増す大きな原因であることは以前

から指摘されてきました。

国としては新教職員定数改善計画で、8年間で小1～中3まで「35人学級」、小1と小2で「30人学級」の少人数定数を打ち出し、2011年度から「1年生35人学級」がスタートし、2012年度加配定数で「2年生35人学級」に進んでいます。

さらに地方独自の努力で「少人数学級」の実現が可能なように規制緩和されました。それにともない現在47都道府県でなんらかの形態で、「少人数学級」の施策が実施されています。沖縄県においても2001年度から小学校低学年を中心にその改善が図られ、現在は小学校1・2年生において条件が合えば「30人以下学級」、2012年度から3年生において「35人以下学級」の適応が行われています。しかし、沖縄県の財政状況ではこれ以上の推進は厳しいものがあります。

民主党を中心とする政権においても、予算配分を「コンクリートから人」との理念のもと、教育予算をGDP（国内総生産）の3.4%から5%に引き上げるマニフェストを示しています。

「教育は未来への先行投資」であり、子どもたちへの最善の教育環境を提供する必要があります。そのためにも学校現場における「30人以下学級」の実現は急がれる課題になっています。ぜひ、教職員定数法の早期改正により、国の責任で「30人以下学級」の完全実現を強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月25日

沖縄県国頭郡今帰仁村議会

宛先

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

沖縄及び北方対策担当大臣

○ 議長 久田浩也君 「意見書第4号 「30人以下学級完全実現」のための意見書」は、会議規則第39条第2項の規定によって、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

これから「意見書第4号 「30人以下学級完全実現」のための意見書」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「意見書第4号 「30人以下学級完全実現」のための意見書」は、原案のとおり採択されました。

日程第16. 「意見書第5号 沖縄県における「就学前・幼稚園教育」の準義務教育化実現のための意見書」を議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。総務文教委員長 東恩納寛政君。

○ 総務文教委員長 東恩納寛政君

意見書第5号

平成24年9月25日

今 帰 仁 村 議 会
議 長 久 田 浩 也 殿

提出者	東恩納 寛 政
賛成者	山 城 太
〃	内 間 利 三
〃	玉 城 克 義
〃	山 内 聰
〃	座間味 薫

沖縄県における「就学前・幼稚園教育」の準義務教育化実現のための意見書

上記議案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

沖縄県における「就学前・幼稚園教育」の準義務教育化実現のための意見書

内閣府では「幼保一体化」「幼保一元化」の議論がなされています。現在の幼稚園と保育園を一体化して、新たに「子ども園」（仮称）を設立するものです。さらに文部科学省と厚生労働省に二元化されている保育行政を、「子ども家庭省」（仮称）を新設し、権限も交付金の流れも基本的には一元化するものとされています。

沖縄県の幼稚園教育は戦後特異な歴史を歩み、離島僻地を問わず各地域に公立幼稚園がつくられ、現在も幼稚園就園率は全国一のレベル（81%）であります。しかも、その80%以上が公立幼稚園であり、全て小学校と併設の形態で「幼小連携」がしっかりなされています。つまり、地域の幼稚園・小学校・中学校と一貫して地域密着型の教育がなされています。このことはフィンランドなどの北欧諸国の学校制度（プ

レスクール) とほぼ同様の形態をとっています。

内閣府の現時点の構想のように「幼保一体化」がすすめられると、沖縄県が戦後60年余り地域一体型の「幼小連携」の幼稚園教育が崩壊してしまう危険があります。同時に保育園不足からくる「待機児童」の増大、公設・公的助成5%以下の貧困な「学童保育」の実態、子ども家庭の貧困率の高さも相まって深刻な社会問題になっています。

去る2011年3月の定例沖縄県議会において、県教育長(当時)が「幼稚園・就学前教育の準義務教育化・無償化」を目指す答弁を行い、教育関係者や県民の間でも大きな評価と期待がもたれています。

幼稚園・就学前教育は教育の基礎であり、次世代育成や沖縄県の将来のために幼稚園・保育園・学童保育も含めた制度改革が必要になっています。是非、沖縄振興計画の中で、「子ども支援」を中心にした振興計画をすすめ、幼稚園教育の準義務教育化の制度設計を図ることを、国・内閣府に対して要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年9月25日

沖縄県国頭郡今帰仁村議会

宛先

内閣総理大臣 文部科学大臣 少子化担当大臣

○ 議長 久田浩也君 「意見書第5号 沖縄県における「就学前・幼稚園教育」の準義務教育化実現のための意見書」は、会議規則第39条第2項の規定によって、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

これから「意見書第5号 沖縄県における「就学前・幼稚園教育」の準義務教育化実現のための意見書」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「意見書第5号 沖縄県における「就学前・幼稚園教育」の準義務教育化実現のための意見書」は、原案のとおり採択することに決定をいたしました。

日程第17.「閉会中の継続審査申出書」の件を議題といたします。

総務文教委員長から、目下、委員会において継続審査について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

総務文教委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって、総務文教委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成24年第3回今帰仁村議会を閉会します。

(閉会時刻 午後2時35分)

上記、地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

今 帰 仁 村 議 会

議 長 久 田 浩 也

署名議員 與那嶺 篤 哉

署名議員 座間味 薫